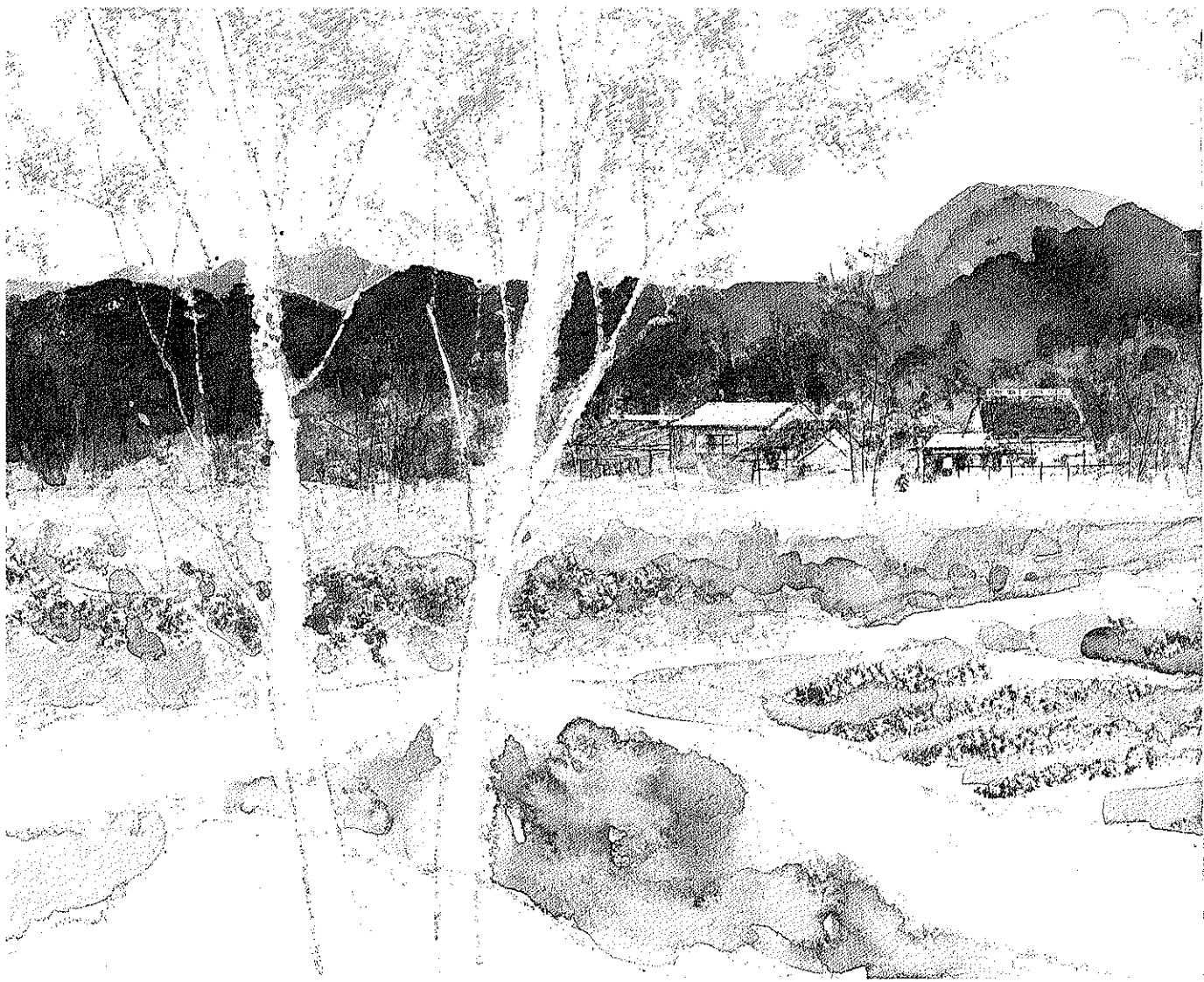


生活と福祉

No.373

87.5

Life and Welfare



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

新たな飛翔に向けて

歴史と将来を

福祉教育に40年。

その情熱と信念は内外の社会福祉に大きな足跡を生む。

仲村優二氏。

氏のこれまでに好んで行った識者との対話は、

それを象徴するものだった。

展望する

公的扶助100年の歩み、

福祉制度体系の原点、行政改革と福祉社会、

社協の未来、そして21世紀に向けて等々、

いま、歴史がここに再現され、

あすへの課題が開かれる。

珠玉の対談集



福祉を語る

●21世紀前夜の風景・福祉100年の歩み

全国社会福祉協議会編

仲村優二対談集

定価——2,200円

●送料——300円

社会福祉法人
全国社会福祉協議会出版部

東京都千代田区霞が関3-3-2新鶴が関ビルT100
振替・東京01-000440

●お申し込みは、お近くの書店または、

代金・送料を添えて右記あてにお願いします。

巻頭言 福祉は人なり 瀬田公和……………2

□特集□

昭和62年度の生活保護……………厚生省社会局保護課……………3

第43次生活保護基準の改定……………3

実施要領の改正……………8

医療扶助の運営……………11

医療扶助運営要領の改正……………13

昭和62年度の生活保護、社会福祉(社会福祉施設・福祉手当)

指導監査方針……………厚生省社会局監査指導課……………15

生活保護指導監査方針等について……………15

社会福祉に係る指導監査方針……………25

こだま



新年号から四回にわたった自立助長と社会福祉の専門性について読者からお手紙を頂いた。▼『生

活保護には裁量の余地は殆どない。私達は法令の遵守こそこの行政の要諦と心得、監査に明け暮れている。ケースワーカーはケースワーカーである前に実施要領の説教人が最低生活費認定の計算ワーカーにすぎないと半ば自嘲し、一方で法令の杓子定

規な解釈や形式的機械的運用ではいけない、どうしたら対象者の個別のニーズにきめ細かく対処できるのか、血の通った暖かい処遇とは何かといつも自問している。しかし我々の本当の姿はなかなか見えてこない▼『老夫婦の不動産処分を指示したが住み慣れた土地、親しい隣人たちと別れてこれからどんな生活があるのだろうか。就労指導に

か。こんなケースを目の前にして抽象的論議は何の役にもたない』と。▼決定実施の権限を委ねられている実施機関の責任の重さ、この仕事に携わる者の悩みが伝わってくる。しかし福祉事務所はもっと自信を持つべきで、その自信は国民の支持を感じとることによって生まれてくるものだと思う。▼近々ケース事例集が刊行されるとのこと、大変有意義なことだ。処遇上の参考書としては勿論、自立

助長のために行った指導指示、法に基づく処分が事例とはいえずに公にされることにより国民の常識がどの辺にあるか客観的に知ることができる。▼国民の常識は真にその時代その地域において具体的妥当性をもつものかという観点からなるだろう。▼批判を恐れず率直に受け止め、反論すべきところはきちんと説明して反論する。この積み重ねこそが明日の処遇の糧となり確信につながるのだと思う。(〇)



福祉は人なり



厚生省社会局庶務課長

瀬田 公和

社会福祉の世界では、「福祉は人なり」とよくいわれる。まことに金言である。が、さてその意味するところはと問われると、おそらく答えは十人十色であろう。というのも、この命題の含意はいろいろあるからである。

その一つは、社会福祉の実践ではいわば福祉の心というか、人の福祉意識、福祉倫理等が何をおいても重要であり、なまじの専門知識などは余り意味をなさないこともあるということである。

もう一つは、福祉の仕事には様々な専門職を混えたチームワークが必要であり、コーディネーターがその要（かなめ）であるということである。いわば人と人との円滑な関係を保つという意味での人でもある。

さらにもう一つの意味もあろう。即ち、福祉の実践活動はその担い手たる専門的人材が決め手であるということである。欧米諸国ではソーシャルワーカーなどの福祉専門職が福祉サービス水準を支えてきたゆえんでもある。

さしあたり、以上の三つが「福祉は人なり」の含意と考えられよう。いずれにしても福祉サービスの担い手たる人の問題は社会福祉にとって最も重要問題のひとつである。

先般、厚生省の福祉関係三審議会合同企画分科会が社会福祉士（ソーシャルワーカー）と介護福祉士（ケアワーカー）との二つの資格を設けることが望ましいとの意見書をまとめ、厚生省としては「社会福祉士及び介護福祉士法案」を今国会に上程する。本稿が掲載される時には、すでに読者各位は、この法案について十分に周知していることと思われるが、簡潔にいえば、社会福祉士は福祉系大卒かそれに準ずる者で国家試験をパスした人に与えられるソーシャルワーカーの専門資格、他方、介護福祉士は高卒プラス二年の養成課程を卒業した人か、または実務経験三年以上で国家試験をパスした人に与えられるケアワーカーの専門資格である。かつて昭和四十六年につづれた社会福祉士法制定試案の本旨はそれなりに引き継ぐものの、今回の提案は、次のいくつかの点で大きく異なることに注意を払いたい。

第一にどちらの資格も業務独占でなくて名称独占であること、第二に、保母および社会福祉主事といった既存の福祉専門職資格には網をかぶせず、特にシルバーサービスを含めた老人福祉分野などに対象を絞っていること、第三に社会福祉士と介護福祉士には学歴上の差はあるとしても、身分上の上下関係にはないことなどが前回とは異なるように思われる。

日本には、福祉事務所等の社会福祉主事や保育所保母などのりっぱな専門資格があるが、それ以外は無資格である。かろうじて高学歴や公務労働でカバーしているようにみえるが、今後、人口高齢化の進展に伴う社会福祉ニーズの高度化、多様化によって、民間福祉分野で働く各種相談や介護等に従事する福祉専門職の確立が喫緊の最大課題となっている。

昭和62年度の生活保護

厚生省社会局保護課

第43次生活保護基準の改定

一 各扶助基準の改定

昭和六十二年度の生活保護基準の改定の概要は、表1のとおりであり、以下、その内容等について説明することとした。

(一) 生活扶助基準

生活扶助基準の改定は、昭和五十九年度から一般国民の消費水準の動向（予測と実勢）を勘案する水準均衡方式を採用してきている。昭和六十二年度においてもこの方式により一・七%の改定率を設定したところである。しかし、既報（本誌第三七一号参照）のように本年度は、従来の一級地から三級地の各級地をそれぞれ枝級地

の1と2の二区分に細分化を図り、合計六区分とする級地制度の改定が行われた。すなわち、昭和六十年十二月の中央社会福祉審議会の意見具申にも指摘されているように、昭和五十八年十二月の同審議会の意見具申において、当時の生活扶助基準は一応妥当な水準にあると評価したものの、地域によつては一般世帯の消費実態と被保護世帯のそれとの間に均衡を欠くところも生じているとの意見を踏まえ、このような状態を是正するため、各級地内を二区分して、不均衡な状態にあると思料される地域については、枝級地の2に位置付けるとともに、改定率につい

てもこれに見合う措置を講じたところである。

具体的には、各級地ごとに設定された枝級地の中で枝級地の1（一級地―1、二級地―1、三級地―1）については、一・七%、枝級地―2（一級地―2、二級地―2、三級地―2）については、

昭和六十二年度が新級地制度移行初年度であり、現行保障水準に急激な変化をきたさないよう配慮する必要から枝級地の1との格差は僅少にとどめることとし、一・六%の引上げを行うこととした。そして将来的には、従来の各級地間格差九%の半分である四・五%の等差とするべく段階的に基準改定

率に格差を設けていくこととしている。

なお、今回、級地制度の見直しを図り、実質六区分となった基準は、生活扶助基準の第一類、第二类および期末一時扶助費並びに金銭換算表についてであり、その他の基準については、昭和六十一年度において大幅な制度改正が行われたこと等を勘案して次年度以降の課題としたところである。

また、生活扶助基準を一般国民の消費実態に近づけるため、一般低所得世帯の家計における第一類相当経費と第二類相当経費の消費実態を勘案して、第二類のウエイトを高めるため、第一類の改定率を一・〇%、第二類の改定率を三・四%として、引き続き少人数世帯の処遇充実に配慮した。この結果、世帯人員別の改定率は表2の

表1 昭和62年度生活保護基準の改定

(1級地-1)

	第 42 次 (61年4月1日)	第 43 次 (62年4月1日)	摘 要		第 42 次 (61年4月1日)	第 43 次 (62年4月1日)	摘 要
1. 生活扶助基準等			(参考)				
【基準生活費】			【標準3人世帯基準額】	被服(平常着)	8,400	8,400	
(1) 居宅(1類+2類)	円	円	1級地-1 129,136円	新生児の寝具等	34,000	34,000	
標準3人世帯	126,977	129,136	1級地-2 129,009円	入院時の寝巻	3,000	3,000	
(2) 期末一時扶助費			2級地-1 117,519円	常時失禁者等布おむつ	12,000	12,000	
居 宅	11,660	11,780	2級地-2 117,404円	紙おむつ	18,000	18,000	
収 容	4,180	4,220	3級地-1 105,904円	家具什器			
【収容保護基準】			3級地-2 105,800円	一般基準	23,000	23,000	
(1) 救護施設	51,590	52,360		特別基準	38,000	38,000	
(2) 更生施設	54,650	55,470		01) 入学準備金			
【加算等】				小 学 校	32,100	32,500	
(1) 妊産婦加算				中 学 校	37,100	37,600	
妊娠6ヵ月未満	7,830	7,850		2. 教育扶助基準	円	円	◎ 基準額のほか、
妊娠6ヵ月以上	11,810	11,850		小 学 校	1,710	1,740	学校給食費、通
産 婦	7,260	7,280		中 学 校	3,400	3,440	学のための交通
(2) 老齢加算							費、クラブ活動
70歳以上の者							に要する用具類
(居 宅)	15,300	15,350					等については実
(入院・入所)	14,600	14,600					費支給
68歳以上70歳未満の病							◎ 学級費等につい
弱者							ては特別基準に
(居 宅)	11,500	11,510					より小学生 300
(入院・入所)	11,000	11,000					円、中学生 400
(3) 母子加算							円以内の額を一
(居 宅)	19,900	19,960					般基準に上積み
(入院・入所)	19,000	19,000					して支給
児童が2人の場合に加				災害時の学用品費の再支給	円以内	円以内	◎ 就学奨励法によ
える額				小 学 校	8,800	8,900	る再支給と同額
(居 宅)	1,590	1,590		中 学 校	17,700	17,900	
(入院・入所)	1,520	1,520					
児童が3人以上1人を							
増すごとに加える額							
(居 宅)	800	800					
(入院・入所)	760	760					
(4) 障害者加算							
障害等級表(1級・2級)				3. 住宅扶助基準			
(居 宅)	23,000	23,030		(1) 家賃・間代等	9,000	9,000	
(入院・入所)	21,900	21,900		(2) 住宅維持費			
障害等級表(3級)				一般基準	85,000	85,000	
(居 宅)	15,300	15,350		特別基準	115,000	115,000	
(入院・入所)	14,600	14,600		4. 医療扶助基準	—	—	◎ 国民健康保険及
重度障害者加算	11,250	11,550					び老人保健の診
重度障害者家族介護料	6,660	9,250					療方針・診療報
	円以内	円以内					酬の例による
重度障害者他人介護料	37,400	38,200					
	円	円					
(5) 在宅患者加算	11,370	11,400		5. 出産扶助基準			
(6) 放射線障害者加算				一般基準			
負傷又は疾病の状態に				施設分娩	90,000	105,000	
ある者	34,100	34,900		居宅分娩	95,000	115,000	
負傷又は疾病の状態に				特 別 基 準	100,000	125,000	
該当しなくなった者	17,050	17,450		衛生材料費	3,000	3,000	
(7) 児童養育加算	*5,000	5,000	*61.10～ 第2子目…2,500円	6. 生業扶助基準			
(8) 人工業費	10,200	10,230		(1) 生 業 費	30,000	30,000	
(9) 入院患者日用品費	円以内	円以内		(2) 技能修得費	30,000	30,000	
00 一時扶助費	19,800	19,860		(3) 就職支度費	20,000	20,000	
布 同 類 新規	18,400	18,400		7. 葬祭扶助基準			
再生	11,100	11,100		大 人	113,000	119,000	
災害時被服費	夏季 冬季	夏季 冬季		小 人	90,400	95,200	
4～9月 10～3月	4～9月 10～3月	4～9月 10～3月					
2人世帯まで	14,100 25,200	14,500 26,000		死体運搬料	円 円	円 円	
4人世帯まで	26,500 42,600	27,400 44,000			13,500 13,500		
5人世帯	34,200 53,800	35,300 55,700		8. 勤労控除等	円以内	円以内	
5人世帯以上1人を	5,200 7,400	5,300 7,700		(1) 基 礎 控 除	27,280	27,550	
増すごとに				(2) 特 別 控 除	124,100	125,300	
				(3) 新規就労控除	8,000	8,000	
				(4) 未 成 年 者 控 除	10,200	10,200	
				(5) 不安定就労控除	4,000	4,000	
				(6) 実 費 控 除	実 費	実 費	◎ 社会保険料、組
				(7) 検診命令の文書料	3,000	3,000	合費、通勤費等

表2 世帯人員別改定率

(単位: %)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人
枝 級 地 の 1	2.2	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5
枝 級 地 の 2	2.1	1.8	1.6	1.5	1.4	1.4

とおり、一人世帯の生活扶助基準全体の改定率は二・二%、二人世帯の改定率は一・九%であり、いずれも標準三人世帯の改定率一・七%を上回り、家計の弾力性に乏しい少人数世帯の処遇充実に配慮したところである。

一方、四人世

表3 標準3人世帯

(33歳男、29歳女、4歳子)

61 年 度		62 年 度	
1 級 地	126,977円	1 級 地—1	129,136円 (1.7%)
		1 級 地—2	129,009円 (1.6%)
2 級 地	115,555円	2 級 地—1	117,519円 (1.7%)
		2 級 地—2	117,404円 (1.6%)
3 級 地	104,134円	3 級 地—1	105,904円 (1.7%)
		3 級 地—2	105,800円 (1.6%)

(注) () は改定率である。

帯以上の多人数世帯については、引き続きその引上げ率を標準世帯以下として適正な水準の確保に努めている。

なお、六十五歳以上の第一類基準額は六十〜六十四歳の者に比べ高い水準となっており、最近の一般高齢者世帯の消費実態をみてみると、六十五歳以上の第一類相当の消費支出は六十四歳以下に比較して低位にある実態や日本人の栄養所要量が加齢とともに下っていること等を勘案し、当面の措置として前年度に引き続き据え置くこととした。

以上の改定を行ったことにより、表3のように一級地—1における標準世帯の基準額は十二万六千九百七十七円から十二万九千三百六十六円となる。なお、世帯類型別、級地別にみた最低生活保障水準の具体的事例は表4のとおりである。

その他、老齢加算、母子加算、

障害者加算については、昭和五十八年十二月の中央社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、昭和六十一年度と同様、在宅者については、生活扶助基準第一類対応物価上昇率によって〇・三%の引上げを行うこととし、医療機関または社会

福祉施設に入院または入所する者に係る加算については、昭和六十一年度に引き続き据え置くこととした。

また、在宅患者加算、妊娠婦加算および人工栄養費については、特別需要の内容が明確であり、かつ、固定的であることから従来と同様、生活扶助基準第一類対応物価上昇率によって引き上げることとした。

なお、生活扶助基準のうち、入学準備金については、入学用品の物価上昇分を考慮して、小学校については三万二二〇〇円から三万二五〇〇円に、中学校については三万七二〇〇円から三万七六〇〇円に引き上げることとした。

(二) 教育扶助基準

教育扶助基準については、従来同様、教育費の値上りおよび通学用品費等の支出額の実態を考慮して基準額を小学校の場合、一七一〇円から一七四〇円に、中学校の場合、三四〇〇円から三四四〇円に引き上げることとした。

なお、学級費等の学校納付金については、月額小学校三〇〇円、中学校四〇〇円を限度に特別基準として一般基準に上積みして支給できるほか、学校給食費、準教科

書(和洋辞書、ワークブック等)、通学交通費等については、従来同様実費支給ができることとなっている。

(三) 住宅扶助基準

住宅扶助基準については、家賃・間代等の一般基準を引き続き据え置くこととしたが、家賃・間代等がこの基準で賄えないような場合には、別途各都道府県・指定都市ごとに設定された特別基準が適用されることとなっており、昭和六十二年度においても、この特別基準の限度額を各地域の被保護世帯の家賃の実態等を勘案して引き上げることとした。

(四) その他の扶助基準

出産扶助基準については、国立病院等の分娩介助等に要する費用に対応して、改定を図ってきているが、昭和六十二年度においても、その限度額を九万五〇〇〇円以内から十一万五〇〇〇円以内に引き上げることとした。

また、葬祭扶助基準については、葬祭に要する費用の実勢価格等に対応して、昭和六十二年度においては、大人の場合、十一万三〇〇〇円から十一万九〇〇〇円に、小人的場合、九万四〇〇〇円から九万五二〇〇円に引き上げることとし

た。
(四) 勤労控除

勤労控除については、昭和六十年十二月の中央社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、昭和六十一年度に、稼働者の勤労収入にスライドして控除額を設定する収入金額比例方式の採用および級地制度の導入などの改善が行われたが、昭和六十二年度においては、基礎控除の限度額を二万七千二百八十円から二万七千五百円に引き上げることとし、また、特別控除については、年間の控除額を十二万四千一〇〇円から十二万五千三〇〇円に引き上げることとした。

二 生活保護基準と

課税最低限について

生活保護基準と課税最低限（所得税・住民税）との関係において、種々議論があるため、両者の関係についてふれてみたい。

生活保護基準は、課税最低限の水準とは異なり、資産、能力その他あらゆるものを最低生活の維持のために活用し、更に民法上の扶養義務や他法他施策を優先して活用し、それでもなお最低限度の生活を営めないうときにはじめて保護を行う場合の基準である。この

表 4 世帯類型別の最低生活保障水準

	標準 3 人 世 帯					
	33歳男(傷病)、29歳女(就労)、4歳子					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	161,076	160,949	148,489	148,374	131,204	131,100
生活扶助	129,136	129,009	117,519	117,404	105,904	105,800
第 1 類	88,760	88,680	80,770	80,710	72,790	72,720
第 2 類	40,376	40,329	36,749	36,694	33,114	33,080
住宅扶助	9,000	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000
勤労控除	22,940	22,940	21,970	21,970	20,300	20,300

- (注) 1 第 2 類には、冬季加算(Ⅶ区)の額の年平均($\times \frac{5}{12}$)額を含めている。
2 勤労控除額は、就労収入月額 1 級地 96,000 円、2 級地 88,200 円、3 級地 81,300 円とした場合の表示である。

	夫 婦 子 2 人 世 帯					
	35歳男(傷病)、30歳女(就労)、9歳(小学生)、4歳子					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	196,668	196,513	181,025	180,901	160,707	160,563
生活扶助	162,988	162,833	148,315	148,191	133,667	133,523
第 1 類	119,010	118,900	108,300	108,210	97,600	97,500
第 2 類	43,978	43,933	40,015	39,981	36,067	36,023
教育扶助	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
住宅扶助	9,000	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000
勤労控除	22,940	22,940	21,970	21,970	20,300	20,300

(注) 同 上

	母 子 3 人 世 帯					
	30歳女、9歳(小学生)、4歳子					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	158,485	158,361	146,963	146,849	131,402	131,288
生活扶助	126,195	126,071	114,843	114,729	103,492	103,378
第 1 類	85,820	85,740	78,100	78,030	70,380	70,310
第 2 類	40,375	40,331	36,743	36,699	33,112	33,068
母子加算	21,550	21,550	21,380	21,380	21,170	21,170
教育扶助	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
住宅扶助	9,000	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000

(注) 第 2 類には、冬季加算(Ⅶ区)の額の年平均($\times \frac{5}{12}$)額を含めている。

	重度障害者を含む 2 人世帯					
	65歳女、25歳男(重度障害者)					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	152,831	152,757	143,654	143,590	130,503	130,439
生活扶助	100,001	99,927	91,004	90,940	82,003	81,939
第 1 類	63,690	63,660	57,960	57,940	52,230	52,200
第 2 類	36,311	36,267	33,044	33,000	29,773	29,739
障害加算	23,030	23,030	22,850	22,850	22,700	22,700
重度障害者加算	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550
重度障害者家族介護料	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250
住宅扶助	9,000	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000

(注) 第 2 類には、冬季加算(Ⅶ区)の額の年平均($\times \frac{5}{12}$)額を含めている。

	老 人 2 人 世 帯					
	72歳男、67歳女					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	121,661	121,617	112,794	112,750	99,893	99,859
生活扶助	97,311	97,267	88,564	88,520	79,793	79,759
第 1 類	61,000	61,000	55,520	55,520	50,020	50,020
第 2 類	36,311	36,267	33,044	33,000	29,773	29,739
老齢加算	15,350	15,350	15,230	15,230	15,100	15,100
住宅扶助	9,000	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000

(注) 第 2 類には、冬季加算(Ⅶ区)の額の年平均($\times \frac{5}{12}$)額を含めている。

	老 人 1 人 世 帯					
	70 歳 女					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	87,477	87,443	81,685	81,651	71,863	71,839
生活扶助	63,127	63,093	57,455	57,421	51,763	51,739
第 1 類	30,500	30,500	27,760	27,760	25,010	25,010
第 2 類	32,627	32,593	29,695	29,661	26,753	26,729
老齢加算	15,350	15,350	15,230	15,230	15,100	15,100
住宅扶助	9,000	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000

(注) 第 2 類には、冬季加算(Ⅶ区)の額の年平均($\times \frac{5}{12}$)額を含めている。

一方、所得税や住民税の課税最低限は、資産の保有状況にかかわらず、税法上定められた一定の非課税所得等を除いたフロアの年間所得のみをとらえて担税力の有無を判断し、課税しない水準を定めたものである。

このため、課税最低限度額のはか、妻などのパート収入や預貯金利息等の相当の金額が課税の対象とされることなく上積み所得として認められており、更に、年齢、居住地域等に関係なく、全国一律、定型的に定められている。

したがつて、生活保護基準と税制上の課税最低限とは、その制度の趣旨や仕組み等を異にしており、両者を直接比較してその高低を論ずることは妥当であるとは言えない。

このような事情を考慮することなく、生活扶助、教育扶助および住宅扶助の合計額と課税最低限等とを比較する向きもあるが、教育扶助については、義務教育の児童がいる場合のみ給付されるものであること、更に準要保護世帯に対してもいわゆる就学奨励法による

給付が行われており、この分は非課税とされていること、また、住

年	課 税 最 低 限		生活保護基準(注2)		C/A	C/B	参 考	
	所得税 A	(注1) 住民税 B	生活扶助 C	(参考) 生活、住宅、 教育、期末D			D/A	D/B
	円	円	円	円	%	%	%	%
55	2,015,000	1,757,000	1,460,560	1,623,060	72.5	83.1	80.5	92.4
56	2,015,000	1,885,000	1,586,660	1,753,430	78.7	84.2	87.0	93.0
57	2,015,000	1,885,000	1,694,520	1,864,510	84.1	89.9	92.5	98.9
58	2,075,000	2,000,000	1,767,360	1,938,920	85.2	88.4	93.4	96.9
59	2,357,000	2,021,000	1,822,330	1,995,240	77.3	90.2	84.7	98.7
60	2,357,000	2,135,000	1,875,200	2,049,470	79.6	87.8	87.0	96.0
61	2,357,000	2,135,000	1,915,510	2,090,610	81.3	89.7	88.7	97.9
62	2,615,000	—	1,947,930	2,123,840	74.5	—	81.2	—

(注2) 1級地-1の夫婦子2人世帯(35歳男、30歳女、9歳子、4歳子)の暦年額である。(米価補正を含み、臨時措置一時金は除く。)

宅扶助は、借家借間で家賃の支払
いが必要な場合のみ給付されるも

のであり、標準的なものとして一括して扱うことは適切でないことから、すべての被保護世帯を対象とする生活扶助基準のみと比較すべきであると考えられる。

しかし、他方、実際問題としては、生活保護基準額程度以下の収入の者には、例えば、住民税所得割が課されることはできるだけ避けた方が望ましいと考えられる。

特に、昭和五十六年度住民税の課税最低限が、昭和五十五年の生活保護基準額よりも下回ったこともあって住民税については、昭和五十六年度以降、その所得割について、毎年度単年度限りの措置として低所得者層の税負担に配慮するための一定の非課税措置、すなわち、非課税限度額を設定し、その額は生活保護基準を下回らない水準となるような措置が講じられてきている。

は、夫婦二人世帯(三十五歳男、三十歳女、九歳子、四歳子)の生活保護基準と課税最低限等を比較すると表5のとおりであり、所得税の課税最低限または住民税の非課税限度額は生活保護基準を上回る水準となっている。

実施要領の改正

第43次生活保護基準の改正とともに、保護の実施要領の一部改正が行われ、四月一日から適用されることとなった。

改正の概要は、次のとおりである。なお、字句の整理にとどまるものについては省略した。

一 世帯分離の取扱い

世帯分離の見直しを行うに当たり、保護を要しないとした者の協力をえられず分離要件の確認ができない場合には、世帯分離を解除し、当該者を同一世帯と認定する変更決定を行った上で要件の再認定を行うこととするについて入念的に明文化した。(第1の9)

△解説▽

世帯分離は、本来同一世帯であるものを一定の要件を満たす場合に限り擬制的に別世帯として認定するものであるが、その要件は、世帯分離を行う時点のみに課せられていたものではなく、保護継続中も常に満たされていなければなら

ないものである。

従って、世帯分離後においても、世帯の構成、収入・資産の状況、生活の状況等の調査確認を行い、世帯分離の継続の妥当性についての検討を少なくとも年に一回は行う必要がある(本誌昭和五十五年五月号「実施要領の改正」を参照されたい)。

しかし、実施機関での取扱いにおいて、世帯分離見直しの際に世帯分離により保護を要しなくなった者の収入等の把握が困難なケースもあることから、このようなケースについては、世帯分離の要件が確認できないまま分離を継続している事例もみうけられるところである。

このような取扱いは、制度の適正な運用の確保という観点から問題があり、今回、次のような考え方により実施要領の改正を行うものである。

生活保護法においては、世帯を単位として保護を行うことを原則としているが、法第十条ただし書

は、これによりがたいときは、保護の実施機関が裁量により世帯分離を行う権限を認めている。

また、保護の実施機関は、法第二十五条の規定により世帯分離の決定、解除が必要であると判断したときは、職権(裁量)により随時それを行うことができることとなっている。そもそも世帯分離は、補正性の原理および自立助長の観点から保護の実施機関が適当と判断したとき(世帯分離要件に該当しているとき)に例外的に認められるものである。

従って、世帯分離要件に該当しているかどうか明らかでない場合には、世帯分離は認められないものであり、世帯分離が認められていた世帯について、保護受給中に分離要件に合致しているか否か明らかでなくなった場合には、世帯分離は解除されるべきものである。

以上の考え方から今回、課長問答第1の9を新設し、世帯分離により保護を要しないとした者の非

協力により、保護を要しないとした者の収入等が申告されず、また、再三届出を求めたにもかかわらず届出がなされないため要件の確認が行えないような場合には、保護の実施機関は、まず世帯分離を解除し当該者を同一世帯と認定する保護の変更決定を行うとともに、再度世帯分離に必要な拠証資料等の提出を求め、提出された場合は、保護の要否判定を行ったうえで世帯分離の見直しを行うこととなる。

なお、指示に従わない場合は、法第二十七条(指導及び指示)、法第六十二条(指導等に従う義務)の手續を経て、保護の停廃止を検討することとなる。

このような取扱いを行うに当たっては、事務処理上、煩瑣な面もあるうと思われるが、前述のようなケースをそのままにして保護を継続させるのは、真に生活に困窮する被保護者との均衡からみても問題であるので、この取扱いにより、世帯分離の適正な運用にあたられた。

二 被服費の金額改正

災害時における布団類、被服類の支給基準限度額について、災害救助法による基準に準じて引き上

げたこと。(第6の2の(5)の(イ))

△解説▽

災害時における布団類、被服類の支給限度額について災害救助法による基準に準じて引上げを行ったものである。

なお、一時扶助については、本来経常的最低生活費の範囲内で賄うべき費用について、予想外の事由により臨時的に多額の需要が生じた場合に対応すべく設けられているものであるが、年々の、生活扶助基準の改善によつて生活費のやりくりの幅は拡大されてきているものと考えられる。

このようなことから、一時扶助の適用に当たっては、次官通達第6の趣旨に十分留意のうえ運用されなければならない。

三 教育扶助の金額改正

災害時等の学用品費の再支給基準額については、文部省が行っている就学奨励補助の改定に準じて、小学校の場合八八〇〇円を八九〇〇円に、中学校の場合一万七七〇〇円を一万七九〇〇円にそれぞれ引き上げたこと。(第6の3の(6))

四 出産扶助の特別基準

出産扶助基準額の施設分べんの場合九万円以内を一〇万五〇〇〇円以内に、居宅分べんの場合九万五〇〇〇円以内を一一万五〇〇〇円以内に、同特別基準額一〇万円を一二万五〇〇〇円にそれぞれ引き上げたこと。(別表第5の1、第6の6の(1)及び(2))

△解説▽

分べん介助料等の費用については、医療保険給付の対象とはならず全くの自由診療であるため、そ

別表1 出産扶助費限度額算定表(施設分べんの場合)

		基準額(62年度)	
		甲表病院	乙表診療所
		(特2類看護)	(基準なし)
基準額分		105,000円(特別基準125,000円)	
入院料分	入院時医学管理料	419点	195点
	室料	123	123
	基準寝具加算	14	—
	病衣貸与加算	5	—
	看護料	118	88
	基準看護	291	—
	新生児介補料	291	50
	給食料	134	134
	基準給食加算	44	—
	小計(A)	1,439	590
8日分入院料		115,120円	47,200円
衛生材料費		3,000円	3,000円
合計	一般基準	223,120円	155,200円
	特別基準	243,120円	175,200円

別表2 基準看護の種類別看護関係加算点数

基準看護の種類	承認要件看護婦	基準看護関係加算点数(1日当り)		
	入院患者	基準看護加算	新生児介補料加算	計
特2類	1:2,5	291点	291点	582点
特1類	1:3	221	221	442
1	1:4	128	128	256
2	1:5	74	50	124
3	1:6	41	50	91
未承認	1:—	—	50	50

(注) 看護料の額は、別途算定される。

の額も地域、施設により大きな差が生じている。最低生活を保障するという生活保護制度においてそのすべてをカバーすることはできないが、現実の出産に支障の生じないよう所要額を確保する方向で年々その改善を図ってきた。

本年度においても、出産費用の実態に対応させるため一般基準額の引上げを行うとともに、出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、一般基

準によりがたい場合の特別基準額についても、民間施設における分べん介助料等出産費用の実態を考慮して所要の改善を行った。なお、居宅分べんの場合においても、真にやむを得ない事情がある場合は、従来どおり特別基準を設定して差し支えないこと。

これにより、例えば特二類看護の甲表病院に八日間入院した場合の出産扶助の総額は、一般基準で二万三二二〇円、特別基準で二万三二二〇円、基準看護でない乙表診療所の場合は、一般基準で

一五万五二〇〇円、特別基準で一七万五二〇〇円が限度額となり、個々にはその範囲内で必要最少限度額を認定することとなる。(別表参照)

五 その他

今回、実施要領の改正とは別に各都道府県・指定都市および実施機関からの質疑の多かったもの等についてすでに個々に回答した内容等を整理し問答形式により示した。

△解説▽

(1) 不動産取得による生活困窮
不動産取得による保護については、六十年十二月に会計検査院より「不動産を取得したことによって保護を受けるに至ったケースについては、当該世帯が新たな不動産を取得したことは、単に流動資産が固定資産に替わっただけでその世帯の基本的な経済事情は何ら変わっておらず、これを他の生活困窮者と同様に保護することは、法の趣旨からみて適切を欠く」との指摘があった。この問題については従来、明確な取扱いを示していないので、今回

① 法第四条に規定する「資産の活用」とは、売却または貸付代

金を最低限度の生活維持にあてておくことを原則とするが、「その資産が現実に最低限度の生活の維持のために活用されており、かつ処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっている場合」は、保有を認めているところである。すなわち、「資産が活用されている」とは「当該資産を最低限度の生活の維持・向上のために役立てる努力が行われていること」を指すものである。

② 従って、あらゆる手段を尽くし生活費を得るための努力をしていたが、やむを得なく生活困窮に陥ったものであり、従来から保有していた不動産を生活基盤として利用しつつ、自立の途に努力している場合は、居住をもつて「生活の維持・向上の努力が行われている」として、その居住を認めるものである。

③ ところが、不動産を購入すれば明らかに生活困窮に陥るとわかっていながらあえて不動産を購入し、生活費を確保するという努力を怠った場合には、たとえ取得した不動産を居住の用に供していたとしても、これを以って生活の維持・向上に努めて

いるとは言えないものである。以上の考え方から、新たに問答を新設したものであり、今後、このようなケースについては、十分に留意されたい。

(2) 法第六十三条に基づく返還額の決定

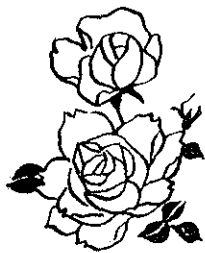
法第六十三条の返還額を決定するに当たっては、当該世帯の自立助長を考慮して返還額を決定することとしてよい取扱いとなっているが、従来、「自立助長」としてどの範囲まで減免するのが適当であるかについて、その基準が明確になつていなかったことから、実施機関の中には、消費済みということで安易にゼロ円決定を行うなど減免を認めている事例が見られたところである。

そこで、今回、災害等による補償金を受領した場合、年金を遡及して受給した場合等における法第六十三条に基づく返還額の決定に当たってその一部または全部の返還を免除するときの基本的な考え方を示した。その骨子は、

① 原則として当該資力を限度として、支給した保護金品の全額を返還額とすべきであること。
② しかしながら、①の取扱いを行うことが当該世帯の自立を著

しく阻害すると認められるような場合には、一定の範囲で減免を認めて差し支えないが、少なくとも、浪費した額、贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額、保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額は自立更生の範囲には含まれないこと。

である。なお、以前示した「法第六十三条に基づく返還額の決定に当たって、事情によつては、同条による返還を行わせないとする決定も考えられる」旨の問答は廃止した。



医療扶助の運営

昭和六十二年度の医療扶助の運営については、本年三月の全国民生主管課長会議および全国生活保護関係係長会議において示されたところであるが、その概要は次のとおりである。

昭和五十年以降の保護動向をみると、被保護人員は五十九年度までは増加してきたが、六十年代には対前年度三万八〇〇〇人減少しており、減少傾向は六十一年度においても続いている。

医療扶助人員についてみると、この間被保護人員全体と同様の傾向を示しているが、その減少のテンポは遅く、被保護人員に占める医療扶助人員の割合は、昭和五十九年度に五八・二％であったものが昭和六十年代には六三・六％となっており、年毎に増加してきている。特に、外来患者の伸びが著しい。

また、予算額をみると、医療扶助費は六〇九七億円となっており、昭和六十二年度の生活保護費負担金の約五七％を占め、ほぼ横

ばい状態にある。

保護の開始理由をみると、全体の七割が世帯主あるいは世帯員の傷病によるものとなっている。

このような現状から、生活保護制度全体に占める医療扶助のウェイトは極めて高く、制度の適正な実施を図るうえで医療扶助の適正な運営は重要な課題となってきた。

このため、昭和六十二年度の医療扶助の運営にあたっては、特に次の事項に留意し、適正な運営に努めることとする。

一 精神障害者およびアルコール中毒者の社会復帰の促進

現在、医療扶助を受けている者のうち、精神分裂病やアルコール中毒等で入院している者が入院患者全体の約六割を占めている。これらの患者のなかには、必ずしも入院治療の必要はないが、帰来先がない等のためにやむをえず入院

表1 被保護人員・医療扶助人員の年次推移

	実 数				指 数				医 療 扶 助 率 B / A
	生活保護 実人員A	医 療 扶 助 人 員			生活保護 実人員A'	医 療 扶 助 人 員			
		総数 B	入 院 C	入院外D		総数 B'	入 院 C'	入院外 D'	
	人	人	人	人	%	%	%	%	%
50 年 度	1,349,230	785,084	196,932	588,153	100.0	100.0	100.0	100.0	58.2
51 "	1,358,316	793,458	195,876	597,582	100.7	101.1	99.5	101.6	58.4
52 "	1,393,128	818,654	199,390	619,264	103.3	104.3	101.2	105.3	58.8
53 "	1,428,261	846,814	200,949	645,865	105.9	107.9	102.0	109.8	59.3
54 "	1,430,488	854,509	199,270	655,240	106.0	108.8	101.2	111.4	59.7
55 "	1,426,984	856,245	197,418	658,827	105.8	109.1	100.2	112.0	60.0
56 "	1,439,226	870,019	197,148	672,871	106.7	110.8	100.1	114.4	60.5
57 "	1,457,383	885,051	196,451	688,599	108.0	112.7	99.8	117.1	60.7
58 "	1,468,245	897,102	196,580	700,522	108.8	114.3	99.8	119.1	61.1
59 "	1,469,457	911,788	196,181	715,607	108.9	116.1	99.6	121.7	62.0
60 "	1,431,117	909,581	191,439	718,142	106.1	115.9	97.2	122.1	63.6

資料：厚生省報告例

表2 被保護世帯・医療扶助世帯の年次推移

	実数		指数		B / A
	被保護世帯 A	医療扶助世帯 B	被保護世帯 A	医療扶助世帯 B	
	世帯	世帯	世帯	世帯	%
50 年 度	707,514	573,513	100.0	100.0	81.1
51 "	709,613	576,329	100.3	100.5	81.2
52 "	723,587	590,809	102.3	103.0	81.7
53 "	739,244	607,510	104.5	105.9	82.2
54 "	744,841	612,682	105.3	106.8	82.3
55 "	746,997	615,147	105.6	107.3	82.3
56 "	756,726	624,703	107.0	108.9	82.6
57 "	770,388	638,413	108.9	111.3	82.9
58 "	782,265	649,718	110.6	113.3	83.1
59 "	789,602	658,903	111.6	114.9	83.4
60 "	780,507	652,262	110.3	113.7	83.6

資料：厚生省報告例

を継続している者もみられるため、これらの精神障害者の社会復帰を促進することは医療扶助の長年の懸案事項の一つとなっている。

このため、医療扶助運営検討委員会の報告「精神障害者及びアルコール中毒者で生活保護を受給している者の社会復帰の促進について」を踏まえ、昭和六十年から福祉事務所を単位に被保護精神障害者及びアルコール中毒者社会復帰促進モデル事業を実施しているところであるが、六十年度には四十四都道府県（市）の八十三福祉事務所で、六十一年度には二十九都道府県（市）の九十二福祉事務所において取組みがなされている。

六十二年度においても、過去の実績評価や他の都道府県（市）の実績を参考にし、保健所、医療機関等関係機関との連携をとりつつ、各地域の特性に応じた取組みを積極的に推進するようお願いしたい。

また、精神障害者の社会復帰については、昨年七月、公衆衛生審議会から精神障害者の社会復帰に関する意見申がなされ、この内容を含めた精神衛生法改正案が今

表3 入院・入院外別医療扶助人員の年次推移

		入 院				入 院 外			
		計	精 神	結 核	その他	計	精 神	結 核	その他
		人	人	人	人	人	人	人	人
実 数	40 年 度	148,921	64,517	16,876	67,528	467,365	7,265	31,656	428,444
	45	191,103	95,459	9,900	85,744	510,680	12,168	23,500	475,012
	50	196,932	111,961	6,532	78,439	588,153	19,275	18,792	550,086
	55	197,418	116,595	4,058	76,766	658,827	29,285	12,891	616,650
	56	197,148	115,829	3,681	77,638	672,871	31,818	11,415	629,638
	57	196,451	115,609	80,842		688,599	34,939	653,660	
	58	196,580	115,620	80,960		700,522	37,463	663,059	
	59	196,181	113,959	82,222		715,607	39,796	675,810	
	60	191,439	109,278	82,161		718,142	43,332	674,809	
指 数	40	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	45	128.3	148.0	58.7	127.0	109.3	167.5	74.2	110.9
	50	132.2	173.5	38.7	116.2	125.8	265.3	59.4	128.4
	55	132.6	180.7	24.0	113.7	141.0	403.1	40.7	143.9
	56	132.4	179.5	21.8	115.0	144.0	438.0	36.1	147.0
	57	131.9	179.2	95.8		147.3	480.9	142.1	
	58	132.0	179.2	95.9		149.9	515.7	144.1	
	59	131.7	176.6	97.4		153.1	547.8	146.9	
	60	128.6	169.4	97.3		153.7	596.4	146.7	
構 成 比 (%)	40	100.0	43.3	11.3	45.3	100.0	1.6	6.8	91.7
	45	100.0	50.0	5.2	44.9	100.0	2.4	4.6	93.0
	50	100.0	56.9	3.3	39.8	100.0	3.3	3.2	93.5
	55	100.0	59.1	2.0	38.9	100.0	4.4	2.0	93.6
	56	100.0	58.8	1.8	39.4	100.0	4.7	1.7	93.6
	57	100.0	58.8	41.2		100.0	5.1	94.9	
	58	100.0	58.8	41.2		100.0	5.3	94.7	
	59	100.0	58.1	41.9		100.0	5.6	94.4	
	60	100.0	57.1	42.9		100.0	6.0	94.0	

資料：厚生省報告例

国会に提出されているところであり、生活保護においては、この精神衛生法改正を踏まえ、必要に応じ対応策を検討していくこととしている。

二 看護給付の適正な

実施

医療扶助を適正に運営するためには、患者の療養実態を的確に把握したうえで、患者の実情に応じた給付を行うことが重要である。

付添看護についても、その適正な給付を行うためには、付添看護の必要性および患者の病状に応じた給付について十分な審査を行うことが必要である。これに関しては、昨年十一月、健康保険の改正に準じて、看護形態等的大幅な改正を行い、併せて付添看護給付の審査の強化を図る旨通知したところである。

通知の主な内容は、①病状が比較的安定している患者に対し三人付看護を認めたこと、②手術後等いわゆるb要件の患者に対する看護の承認期間は、原則二週間を限度としたこと、③寝たきり等いわゆるc要件の患者に対し一人付看護を行う場合およびb要件患者の承認期間を延長する場合は、その

理由を明らかにすること、④看護給付の要否の決定にあたっては、要否意見書によるだけでなく、患者の病状、看護の実態について実地に調査を行うこと等である。

これら改正の趣旨を踏まえ、今年度も引き続き適正な看護給付の実施に積極的に取り組むこととしている。

三 ケース指導の効果 の実施

医療扶助を適正に実施するためには、何よりも現場のケースワーカーが福祉事務所の嘱託医および患者の主治医等と連携をとりながらケースに対して十分な指導力を発揮することが重要である。その際、病状調査、生活指導、レセプト点検等については、ある程度の医学および医療知識を持つことが必要である。

このような観点から、現在、医療扶助運営等改善対策検討委員会において、ケースワーカーが現場で円滑に業務を遂行していくために必要な医学・医療知識等を盛り込んだ指導要領を作成しているところであり、今年度中に通知する予定である。各都道府県（市）に

おいても、ケースワークにおける医療知識の重要性を認識し、たとえば、研修会等を開催するなどして積極的に地区担当員の医療知識

向上のための方策を工夫検討されたい。

医療扶助運営要領の改正

医療扶助運営要領については、最近の医学・医療技術の進歩により、従来の制度、技術が既に存在しなくなっているもの、あるいは用語のなかで現在ほとんど使われていないもの等について全般的に見直しを行い、四月一日から適用することとした。

一 制度等の見直し

(一) 預血制度

わが国の血液事業は、昭和二十六年に民間の血液銀行を設置することから始められたが、当時、確保される血液の大部分が売血によっていた。ところが、昭和三十九年になると、この売血が社会問題となり、以来、国、地方公共団体および、日本赤十字社の三者が一体となつて、献血の推進が図られた。

一方、民間血液銀行では、漸次、

売血が自粛され、「預血制度（特定の者Ⅱ本人を含むⅡのために血液を預つて運用する制度）」に切り替わっていった。昭和四十九年に至り、この預血制度も献血思想の普及と献血の組織化によつて廃止され、今日ではすでに存在しなくなっている。したがって、医療扶助運営要領第3の9の②のアのイにおける「供血者（特定の患者のために一般血液銀行に血液を預託した者を含む）」の（ハ）書を削除したものである。

なお、「供血者」については、現在、輸血のために生血を求める場合があるので、このような供血者に対する移送費の支給の取扱いは従来のままとした。

さらに、これに対応して、課長問答の15問(26)を全面削除した。

(二) 結核治療関係

医療扶助運営要領第7の2の(1)

のイの肺結核の内科的虚脱療法については、昭和六十一年四月、結核医療の基準（昭和三十八年五月厚生省告示第二一九号）が全面改正された際、この療法は近年において適用実態がないことから削除されたことに伴い、医療扶助においてもこれを削除したものである。

また、医療扶助運営要領第7の4軽快病床の取扱手続を全面削除した。軽快病床は、昭和三十一年、作業療法患者その他軽症患者を収容するための病床として設置されたが、その後の結核治療法の変遷により現在では実態として存在していないことがその理由である。これに付随して軽快病床に関する次の規定も削除することとした。

ア、別紙第11号「国立結核療養所における軽快病床の設置について」

イ、別紙第12号「国立療養所における作業療法の実施方針について」

ウ、別紙第13号「国立療養所における安静度表」

エ、別紙第14号「軽快病床に収容する患者の取扱について」

二 用語の見直し

(一) 「車馬」について

医療扶助運営要領第3の9移送の給付における「車馬」あるいは「車馬賃」という言葉はあまりに表現が古いため、他の制度ですでに使われておらず、他の言葉に置き換えられていることから、医療扶助においても、これを「交通機関」あるいは「交通費」に言い換えたものである。

(二) 「らい」について

「らい病」については、らいという言葉が差別的偏見を生みやすいため、現在では、らい予防法、らい菌等の医学用語等固定化され変更が無理なものを除いて、可能な限り「ハンセン病」という呼称を用いるようにしている。したがって、医療扶助運営要領別紙第2号の(4)における「らい」についても、これを「ハンセン病」あるいは他の言葉を用いて言い換えたものである。

90年代の英国社会福祉

●ロート・ペンカー講演集

ロート・ペンカー著／岡田藤太郎監訳

A 5判・134頁・250円
定価一五〇〇円

英国を代表する社会福祉理論家である著者の一九八五年九月の来日講演をまとめたもの。英国福祉国家の形成と変化、社会変動と社会保障、英国医療保障の財政問題、英国社会福祉における公的および民間セクターの役割、日本と英国の社会福祉などの項目を含む。

ひとり親家庭

●一九八〇年代における北米の動向

B シュリンガー編著

吉沢英子監修
B 5判・340頁・3000円
定価2500円
日本総合愛育研究所研究第九部訳

家庭の形態が近年著しく変貌しているが、これは世界的な傾向である。本書は北米の、父子家庭等の家庭適応、10代の親、離婚による養育権や子どもへの影響等ひとり親家庭に関する論文と490に及ぶ文献問題を付した。我国のひとり親家庭問題への貴重な資料となる。

社会福祉を学ぶ人のために

社会福祉系大学院大学、短期大学・専門学校案内
平田富太郎監修
日本社会事業学校連盟「学校案内」編集委員会編
A 5判・216頁・250円
定価一三〇〇円

社会福祉を専門に学ぶ人のために、日本社会事業学校連盟加盟のうちの47校の学校案内。内容は、学校の沿革、福祉教育の特徴、カリキュラムと教員、演習・実習の特徴、卒論のテーマ、卒業後の進路、奨学金制度、障害者の受け入れ等について写真入りで紹介した。

と障害者旅行ガイド

全国社会福祉協議会編

B 5判・194頁・300円
定価一五〇〇円

国際障害者年を契機に、障害者の外出を容易にする諸施策や設備の改善がすすんできているが、その情報が必要とする障害者に的確に伝わっているとはいえない。本書は、全国の障害者のための設備のある駅、宿泊施設等の情報を網羅した、本邦初の旅行ガイド。

〒100 東京都千代田区霞が関
3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉人 全国社会福祉協議会出版部

電話 03(581)9511
振替 東京6-38440

□特集□

昭和62年度の

生活保護、社会福祉（社会福祉施設・福祉手当）指導監査方針

厚生省社会局監査指導課

生活保護指導監査方針等について

昭和六十二年度における生活保護指導監査方針については、三月二十三日付社監第十八号厚生省社会局長通知をもって示すとともに、三月四・五日に開催された全

国課長会議、全国係長会議においてそれぞれ指示したところであるが、その方針設定の背景と概要及び指導監査にあたっての留意点等について説明する。

◇指導監査方針の重点

生活保護法施行事務監査の基本

方針等の実施要綱については、昭和三十五年四月七日社発第二二〇号厚生省社会局長通知に示されているが、このほか各年度毎に保護動向や保護運営上当面する諸問題をふまえた指導監査方針が定められている。

昭和六十二年度の指導監査方針

の重点事項を以下説明する。

一 保護の相談、申請、開始段階における調査と助言指導の徹底について

保護の適正実施を確保するためには、面接相談から保護開始後の一定期間においての受給要件の十分な審査ときめ細かな指導援助が

最も重要であり、個々の要保護世帯について、保護の決定実施に必要な事実関係を的確に把握すること、権利義務の周知徹底を図ること、年金、預貯金、生命保険等その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することが本法の適用の前提条件であることから、特に保護の相談、申請、開始段階における対応が非常に重要な課題である。また、監査結果から

みても、①稼働年齢層にある者について疾病等の就労阻害要因が不明確なまま保護を開始している事例、②生命保険に加入していたり、年金等を受給しているにもかかわらず、これを届け出ず、さらに、

その調査指導が不十分なもの等保護の開始段階における稼働能力、資産、収入等の受給要件にかかる事実把握が不十分なケースが多くあるとして指摘された福祉事務所も少なくない。

したがって、面接相談業務は、

①生活保護法はもちろん関連する他法他施策にも精通している経験豊富な者が担当し、面接業務が単なる受付業務に終わることのないよう十分時間をかけて相談に応ずるよう心掛けて対応することともに、相談内容を面接記録票に記録する。②本人の生活歴、職歴、病歴等からみて、各種公的年金等の受給資格の有無を検討し、受給資格があると思われる場合には裁定請求の指導を行う等、他法他施策の積極的活用を図る。③扶養義務の取扱いについては、特に、生別

母子世帯の前夫の子に対する養育義務及び転出した子の親に対する扶養義務にかかる扶養能力調査及び扶養義務履行を重点に指導する。④傷病を理由に保護の相談、申請があつた場合には、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に病状を把握し、就労の可否につき十分検討する。その結果、就労可能な場合には、強力で就労指導を行う等、収入、資産、稼働能力、扶養義務等について十分な調査、指導を行うとともに、ケース診断会議に諮る等により、保護の要否について慎重に検討を行い、不確実な状況のまま保護を開始することがないよう留意することが必要である。

なお、不正受給ケースの多くは、稼働収入、年金、保険金等の無申告によることに鑑み、保護申請時には、要保護者に対し、これらに関する挙証義務の履行を求め、当該世帯の収入資産等の実態を的確に把握するため、課税、年金、預貯金、生命保険等の関係先調査の徹底を図ることが、特に重要である。

二 稼働年齢層にある者に対する就労指導の徹底について

稼働年齢層にある者の中には、

「稼働能力がありながら疾病を理由に稼働していない者」、「就労阻害要因がないにもかかわらず適職がない等を理由に就労しない者」の事例が相当数見られる。

疾病を理由に稼働能力を十分活用していないか、全く稼働していない者に対しては、本人の主訴のみで処理することなく、レセプト検討、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令により、病状を的確に把握し、就労の可否等をケース診断会議等で福祉事務所として判断のうえ、処遇方針を決定することが重要である。

就労可能と決定された場合は、求職活動を真剣に行い、その能力に応じ速やかに就労することが、保護受給の前提であることを十分周知させるとともに、求職活動状況報告書を定期的に提出させる等強力で就労指導を行う必要がある。また、口頭指導しても、就労又は真剣に求職活動を行わないケースについては、文書指示を行い、なお正当な理由がないにもかかわらず指導指示に従わない場合には、所要の手続きを経て保護の停止の措置を講ずる必要がある。また、就労しているが、稼働能力かうみて、就労日数、就労時間、

就労収入等が極端に少ない者には、転職を含む増収指導を行う必要がある。

なお、稼働年齢層の母子世帯について、育児が就労阻害要因となる場合には、近隣に居住する親族に協力を依頼するとか、保育所を活用させる等により就労阻害要因の除去に努めるとともに、前述のような就労指導を行う必要がある。

三 暴力団関係者等ケースへの対応の強化について

暴力団関係者等ケースは、依然として相当数認められ、又、監査結果によっても、これらケースの中には「長期間訪問せず、生活実態把握が不十分なため、指導指示の徹底を欠いている」「現に組活動等、反社会的行為を行っている」等の事例が見うけられるが、これらケースに対する毅然とした対応、取組みが強く求められているので、資産、収入、過去の生活歴及び現在の生活実態等について警察等の協力を得て徹底した調査を行い、さらにケース診断会議等を通じて保護受給要件の適格性についての厳格な審査と指導指示方針を明確にする等、福祉事務所が組織を挙げて取組む体制を確立する

ことが重要である。

これらケースから保護の相談があつた場合は、警察、保護司、民生委員をはじめ医療機関、金融機関等の協力を得ることとし、特に暴力団組員から保護申請があつた場合には、警察と十分連携を図り、福祉事務所だけで対応が困難な場合には都道府県、指定都市本庁に協議し、本庁の指導指示に基づき必要な措置を講ずることが大切である。

傷病等を理由とする場合であっても、暴力団の組活動等の反社会的行為を現に行っている者については、能力不活用者として保護を適用すべきでないこと、又、暴力団組員でなくとも、いわゆる暴力団関係者等からの傷病を理由とする申請があつた場合、病状を的確に把握するため、必要に応じ複数の国立病院又は公的医療機関で検診を受けることを命じ、その結果に基づき就労指導又は入院による療養専念指導を強力に行い、指導指示に従わなかったり、職員に対し暴行、威嚇行為等を行った者については、所要の手続きを経て、保護の申請の却下又は保護の停止の措置を講ずるとともに、ケースによっては告発する等、毅然と

した態度で対応することが必要である。なお、具体的に暴力行為等が行われた場合は、速やかに警察へ通報する等の手続きを行うことが必要である。

四 不正受給防止策の強化と不正受給者への対応

不正受給に対する取組み状況をみると、不正受給防止のため調査等を積極的実施し、不正受給を発見した場合には、法第七十八条を適用し不正受給額の返還を命ずるとともに、特に悪質なケースについては、告発する等の毅然たる対応をしている福祉事務所がある一方で、不正受給と思われるケースについても、福祉事務所の調査が不十分であったとして、法第六十三条を適用し安易に返還免除している福祉事務所が見られる等各都道府県（指定都市）間、各福祉事務所間の取組みに著しい格差が認められる。又、稼働、年金収入等全ての収入を正直に申告し厳正に収入認定されている大多数の善意の被保護者との均衡からも、不正受給に対しては、一部の事例とは言え厳しく対応するはじめある行政が強く要請されているので、不正受給防止対策としては、就労

収入、年金等すべての収入資産について、正確かつ速やかに申告するよう、年に一回は、訪問調査時又は収入申告書提出時に、所長名の通知、保護のしおり等を基に屈出義務、履行の徹底を図るとともに、世帯の収入、資産等の実態を的確に把握するため、雇用先又は社会保険、税務関係機関及び生命保険会社等関係先調査を行うことが必要である。また、収入申告書を提出させる場合は、給与証明書等筆証資料を添付させることは当然であるが、再三にわたり収入申告書を提出するよう指導したにもかかわらず、正当の理由もなく、その指示に従わない場合は、法第二十七条による文書指示を行い、さらに従わない場合は所要の手続きを経て保護の停廃止を検討する必要がある。なお、必要がある場合は、医療機関の協力を得て生命保険入院給付金等受給手続に必要な診断書発行の有無についても確認する必要がある。

不正受給発見時の対応は、不正受給ケースとして、法第七十八条を適用し不正受給額の返還を命ずるとともに、ケースによっては告発する等の毅然たる態度で対応することが必要である。不正受給ケ

ースについて、法第七十八条を適用せず、法第六十三条を適用し、返還を免除するような取扱いについては、昭和六十二年以降においては、国庫補助金の返還を求めるとともに、法第七十八条を適用した廃止ケースから再申請があり、かつ、真に急迫状態にあるため再開する場合、その段階で、再びかかることがないよう誓約書を提出させることも、文書をもって厳しく必要な指導指示を行い、保護費を分割支給するなどの方法により生活状況を観察しながら保護を行うことが必要である。

不正受給かどうかの決定、返還額の決定及び返還しない場合の対応等については、担当ケースワーカー、査察指導員限りで処理することなく、ケース診断会議等で組織的に検討し、福祉事務所の判断として決定する必要がある。

五 扶養能力調査及び扶養義務履行の徹底について

扶養義務の取扱いにあたつて、特に、生別母子世帯の前夫の子に対する養育義務及び転出した子の親に対する扶養義務の調査並びに履行の指導が十分行われないうまま

保護が開始されている事例が認められる。

扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、ある程度の扶養が期待できる場合には、実地に調査するか福祉事務所へ来所させる等によりその促進を図る必要がある。

なお扶養照会の回答を行わせるにあたっては、給与証明書、ローン支払証明書等の筆証資料を添付させることに留意する必要がある。

前夫の子に対する養育義務及び転出した子の親に対する扶養義務の履行について、扶養能力調査を行った結果、扶養能力があると判断されるにもかかわらず、正当な理由もなく扶養援助を拒否している場合は、家庭裁判所に扶養義務履行について調停又は審判の申立てを行うよう指導するとともに、必要がある場合は、要保護者の委任を受けて社会福祉主事が家庭裁判所に対して申立ての代行を行うこと、あるいは福祉事務所自ら申立てを行うことにつき検討する必要がある。

又、前夫が行方不明の場合には、戸籍の附票による確認、前夫の親族への照会等の方法により、居所

を確認し、極力養育義務履行を行わせるよう指導する必要がある。

以上のように生活保護運営上の課題をふまえた昭和六十二年度の監査方針が策定されたのである。主眼事項及び着眼点の内容は別表のとおりであるが、その概要及び主な改正点は次のとおりである。

◇指導監査の主眼事項及び着眼点

一 保護の受給要件にかかわる調査指導の徹底

(一) 保護の相談・申請・開始段階における助言指導の徹底

保護の相談申請・開始段階の調査指導が非常に重要であることは前述したとおりであるので、着眼点をより詳しく設定した。本年度追加した主な点は、①相談内容の指導結果を面接記録票等に記録し、それは所長まで決裁されているか、②他法他施策の活用については、十分助言指導が行われているか、③病状等は的確に把握されるか、その結果に応じた指導が行われているか、④扶養義務者の扶養の可能性等の把握、資産、収入申告書等の申告内容は、関係先調査等によって、十分審査され、問題点が

又、指定医療機関に対する個別指導の際の着眼点等はほぼ昨年度と同様であるが、実施にあたっては、日常における診療報酬明細書の審査結果や福祉事務所監査等により把握した問題点を十分検討し、関係部局とも連携を図り効果的に実施する必要がある。

把握されているか、⑤チェックポイント等の作成を行い、申請時の調査事項にもれが生じないような方法が講じられているか、⑥保護の要否及びケースの処遇方針の策定等は、ケース診断会議等で組織的に検討されているか、等であって、これらは相談、申請時必ず点検する必要がある。

(二) 資産、収入等の的確な把握

個々の要保護世帯について、保護の決定実施に必要な事実関係を的確に把握することは、生活保護の適正な運営を確保するため最も基礎的な事項であり、本年度は、①保有を認められない不動産等について法六十三条による返還義務を文書により指導、指示しているか、②就労に伴う収入がある場合の収入申告書は原則として三カ月

ごとに提出させているか、③給与証明書等挙証資料による稼働日数、給与等の内容審査は適切か、④就労収入以外の収入及び無収入の場合の収入申告書は、少なくとも、一年に一回は提出させているか、⑤管内の扶養義務者に対する実地調査、扶養照会の回答に給与証明書等の添付、扶養義務者の扶養能力等の年一回程度の見直しは、確実に行われているか等を新たに追加した。これらの的確な把握は生活保護制度を運営するうえで不可欠の要件であるので、特に留意して指導調査することが必要である。

(三) 計画的な訪問活動の確保

訪問調査活動は、被保護世帯の生活実態等を的確に把握し、処遇方針に沿った指導援助を行うための現実活動の基本であり、個々の世帯の実態を勘案したケース格付に応じた年間訪問計画を樹立し、さらに、その実施にあたっては、前月までの計画未達成分等を考慮した月間訪問計画を作成し、これに基づき効果的な訪問調査活動を実施することが必要である。

二 個別ケースの実情に即した指導

(一) 世帯分離ケースに対する指導の推進

世帯分離ケースの取扱いについては、本来世帯単位の原則により同一世帯と認定すべきであると思われるケースについて、機械的に分離し保護を適用しているケースが見られるので、世帯分離により保護を要しないこととなった世帯の収入、資産の状況や世帯構成、地域の低所得階層の生活実態との均衡等を十分考慮して世帯分離を行う必要がある。又、要件を満たしているかどうか毎年一回は、検討を行い、世帯分離により保護を要しないとした者の収入等が申告されず、また再三届出を求めたが、届出がなされないため保護の受給要件の確認が行えない場合には、世帯分離を解除し、当該者を同一世帯と認定し、再度必要な資料等の提出を求め、なお指示に従わない場合は所要の手続を経て保護の停止を検討する必要がある。

(二) 前記のほか、本項で着眼点とした稼働年齢層の者のいるケースに対する指導・援助の推進、不正受給防止対策の推進等の解説は、「指導監査方針の重点」の説明と重複するので、割愛した。

三 組織的な運営管理の推進

生活保護行政を円滑に運営するためには、保護の決定実施が担当者の個人的判断や活動のみによって行われるのではなく、福祉事務所として組織的に行われていなければならない。そのためには、管内の保護動向、決定実施上の諸問題をふまえ、福祉事務所としての運営方針、事業計画、問題点は正のための具体的な取扱指針について、関係職員が参画して策定され、関係職員に周知徹底される必要がある。いわゆる処遇困難ケース等に対する指導方針は、個々のケースワーカーのみの対応に委ねることなくケース診断会議等に諮り福祉事務所として決定する体制が確立されていることが、組織的運営を推進するうえにおいても重要である。とくに、査察指導員、ケースワーカーの大半が生活保護事務未経験者の場合は、事務処理体制、研修等に特別な配慮を行い、ケースの処遇に支障がないよう対応する必要がある。さらに、面接相談を担当する者には、生活保護事務経験者を充てるか、査察指導員とケースワーカーの複

数で対応するような方法を考慮し、少なくとも、未経験者は慣れるまでの間、単独では対応しないような配慮をすることが必要である。

四 医療扶助の適正実施の推進

医療扶助は、全被保護人員及び保護費総額の約六〇％を占め、また、入院患者のうち精神病患者の占める割合が約六割に達し入院期間も年々長期化しているなど、医療扶助は生活保護の中で大きな比重を占めている。このため、着眼点の主な事項としては、新たに①指定医療機関の選定は、真に止むを得ないものを除き、患者の居住地に近い指定医療機関となつているか、②同一疾病で、複数の指定医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか、③看

護給付の状況では、看護給付の要否は病状等の確認により検討され、看護形態の妥当性は検討されているか、④移送給付の状況では、申請に基づき行われ、通院証明書及びレセプト等により事実確認は行われているか、又移送手段は、最も経済的な方法で行われ、タクシーの使用は、医師の診断に基づく歩行困難の者等真に止むを得ない者に限り認めているか、⑤バス券等の支給など原則として現物給付により行われているか、⑥精神病入院患者に対する入院患者日用品費については、消費実態を考慮し必要に応じて基準額の八五％の計上が行われているか、又、基準額全額を計上する場合は、特に必要な場合のみに限定されているか、⑦施術、治療材料等給付の状況はどうか、等について点検することとしている。

◇指導監査にあたっての留意事項

昭和六十二年度の都道府県、指定都市本庁の福祉事務所に対する指導監査は、前述の重点事項をふまえた別表に示す主眼事項、着眼点に従って実施することとする

が、実施上の留意点は次のとおり

準、運営上の問題点及び保護動向等の実情に応じて監査班の編成、監査日程にも十分配慮し、重点的かつ効果的に実施すること。

②一般監査は、全福祉事務所に對し、少なくとも年一回は実施する必要があるが、福祉事務所数が多く、かつ、保護の運営等に問題のある福祉事務所を多数抱えている都道府県（指定都市）にあつては、これら問題福祉事務所に対する特別監査等を繰返し行う等重点的に実施する必要があるため、保護の運営状況、保護動向等に、特に問題のない福祉事務所の、一般監査については、例えば、(ア)ケース検討数、監査事項等を大幅に変更して行うとか、(イ)本庁又は福祉事務所で前年度の監査指摘事項の改善状況、運営方針等の事情聴取を行う等の方法により実施しても差し支えないこと。この場合においても、通常の一般監査は、隔年で実施すること。

③一般監査によつて把握された問題点等は、理事者及び当該福祉事務所の幹部職員に十分認識させ、速やかに是正、改善させるため、組織を挙げて取り組むよう指導を強化するとともに、その結果を報告させ、その改善状況を確認す

ること。また、監査以後も常時管下福祉事務所の保護の運営状況等を把握して継続的指導に努めること。

なお、監査の指摘事項及び改善方策は具体的に、当該年度中で解決が困難な事項等多くの指摘事項があった福祉事務所については、年次改善計画を樹立させその解消に努めるよう継続的に指導すること。

④福祉事務所の自主的内部点検

別表 都道府県・指定都市が行う指導監督並びに個別指導の主眼事項及び着眼点

(↑線は改正点)

主眼事項	着 眼 点
第1 福祉事務所に対する指導監督 1 保護の受給要件にかかる調査指導の徹底 (1)保護の相談・申請・開始段階における助言指導の徹底	(1)相談・申請・開始段階における調査指導等の状況 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。 (2)他法他施策活用についての助言指導は、適切に行われているか。 (3)病状等が的確に把握され、稼働能力の活用、療養の指導が十分行われているか。 (4)開始以前の生活歴（職歴、病歴等）及び扶養義務者の扶養の可能性等の的確に把握されているか。 (5)資産、収入申告書等の申告内容は、十分審査され問題点が把握されているか。 また、関係先調査等によって確認されているか。 (6)新規申請調査に当たっては、申請時のチェックポイント等の作成により調査事項に漏れが生じないような方法が講じられているか。 (7)自立更生計画書は、必要に応じ徴収されているか。

主眼事項

着 眼 点

(2) 資産、収入等の的確な把握

(8) 処遇方針は、ケースの実態に応じ、具体的に樹立されているか。
また、必要に応じ、処遇方針の見直しが行われているか。

(9) 開始ケースについては、必要な事項が記入された所長名の通知、保護のしおり等により法の権利・義務は周知徹底されているか。

また、継続ケースについても年一回程度、開始ケースと同様な方法により法の権利・義務は周知徹底されているか。

(10) 新規申請ケースについて、保護の要否及びケースの処遇方針の策定等は、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。

1 資産等の把握状況

(1) 資産（不動産、貯金、生命保険等）の申告内容は関係先調査等により確認されているか。

(2) 資産活用について指導・指示は適切に行われているか。また、自動車の保有を認められない者が自動車を所有または借用している場合及び保有を認められない不動産の活用について法第六三条による返還義務を文書により明らかにする等指導・指示は適切に行われているか。

2 稼働収入の把握状況

(1) 収入申告書及び給与証明書等筆証資料の提出について適切に指導されているか。

また、就労に伴う収入がある場合の収入申告書は、原則として三カ月ごとに提出されているか。

(2) 収入申告書及び給与証明書等筆証資料による稼働日数、給与等の内容審査は適切に行われているか。

(3) 申告内容に不審がある場合の勤務先、税務官署等関係先調査は適切に行われているか。

3 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握状況

(1) 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。

(2) これらに伴う収入申告書の提出について適切に指導されているか。

また、就労収入以外の収入及び無収入の場合の収入申告書は、少なくとも二カ月ごとに提出されているか。

(3) 扶養義務者の扶養義務履行について十分な調査指導が行われているか。

また、扶養義務者が管内及び近隣の市町村に居住しており、ある程度の扶養が期待できる場合には、実地に調査されているか。

扶養割合の回答には、給与証明書等筆証資料が添付されているか。

扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に要助が予想される場合には、

主眼事項	着 眼 点
(3) 計画的な訪問活動の確保 (1) 個別ケースの実情に即した指導 (2) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の推進	は、年一回程度は見直しの調査が実施されているか。 1 訪問計画の設定状況 (1) 年間訪問計画は、ケースの実態に即した訪問格付及び実施可能なものとなっているか。 (2) 前月までの未実施分及び当該月に訪問を必要とするケースを勘案した月間訪問計画が作成されているか。 2 訪問活動の状況 (1) 訪問活動は概ね計画どおり実施されているか。特に長期間訪問していないケースはないか。 (2) ケースの状況変化に応じた臨時訪問は適切に実施されているか。 (3) 訪問目的は達成されているか。 (4) 不在が続くなどの場合は、不在の理由を確認し、訪問方法を変える等適切な対応措置がとられているか。 (5) 来所面接が多く、訪問調査が少ないケースについて、ケースの生活実態が把握されているか。 (6) 訪問結果は、早期にケース記録票に記録され、その都度反映されているか。 (7) 訪問旅費は、訪問活動に支障を来さないように確保されているか。また、訪問の際等に必要な自動車等の機動力は整備されているか。 1 稼働能力及び就労阻害要因の把握状況 傷病を理由として稼働していない者の傷病の程度、就労の可否等については、レセプト検討、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に把握されているか。 2 就労援助等による自立助長の推進状況 (1) 必要に応じ、ケースの自立更生計画が樹立され、ケースに対する援助、指導は適切に行われているか。 (2) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導、援助は、求職活動状況報告書を提出させる等、積極的に行われているか。 (3) 他法・他施策の活用、自立援助のための地域連絡会議の開催、求人状況等の情報収集等の職業安定所、その他関係機関との組織的連携は十分行われているか。 (4) 稼働能力の活用を図るための指導指示は徹底されているか。また、正当な理由もなく就労または真剣に求職活動を行わず、これに従わない場合

主眼事項	着 眼 点
(2) 母子世帯等のケースに対する指導、援助の推進	保護の停止等措置は適切に行われているか。 (5) 稼働能力からみて、就労日数・時間・収入等が極端に少ない者は、転職を含む増収指導が行われているか。 (6) 稼働能力、就労状況、当該地域の同種の業務の賃金水準等から判断し、著しく低い額の収入申告が長期間続く等申告内容に疑義があるにもかかわらず、申告をり慢然と収入認定を行っているケースについては、「実施要領」第六の二五の取扱いに留意のうえ、適切な収入認定が検討されているか。 3 自立助長選定ケース選定状況 自立助長選定ケースは、稼働能力活用を指導する必要があるケースの中から積極的に選定され、自立に向けて積極的かつ重点的に指導援助されているか。 1 母子世帯に対する指導、援助の状況 (1) 母子世帯に対する指導、援助及び子供の養育についての配慮は、適切に行われているか。 (2) 必要に応じケースの自立更生計画が樹立され、ケースに対する援助、指導は適切に行われているか。 (3) 稼働能力の活用について十分指導されているか。 また、育児を理由に就労していない母親に対する就労指導が、地域における保育所の設置状況、入所条件等を勘案し、適切に行われているか。 (4) 離別した夫の生活実態は把握されているか。 また、居住地が不明確な場合は、戸籍の附票による調査、親族等への照会などによりその確認が行われているか。 (5) 離別した夫の子に対する扶養義務の履行について、扶養能力調査を行った結果、扶養能力があると判断されるにもかかわらず、正当な理由もなく扶養援助を拒否している場合は、必要に応じ家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。 2 独居老人・重度障害者等に対する指導、援助の状況 (1) 独居老人に対する指導、援助は適切に行われているか。 (2) 重度障害者等に対する指導、援助は適切に行われているか。 (3) 年金等の他法他施策の活用について十分配慮されているか。 (4) 兄弟等の扶養義務者からの援助について十分指導されているか。 (5) 年金等の収入、扶養義務者からの援助等の届出義務については、十分指導されているか。

主眼事項	着 眼 点
(3) 世帯分離ケースに対する指導の推進	世帯分離の取扱い状況 (1) 世帯分離を行うに当たっては、本人及び出身世帯員に対し、世帯分離の趣旨等が十分説明されているか。 (2) 世帯分離要件を満たしているかどうかについて毎年一回は検討されているか。 (3) 世帯分離を行うとき及び世帯分離の見直しを行うに当たっては、出身世帯員及び本人の収入、資産等の把握は給与証明書等の資料に基づき適切に行われているか。 (4) 世帯分離の見直しを行うに当たっては、出身世帯員の非協力から確認ができない場合及び世帯分離要件に該当しなくなった場合に、世帯分離が解除され、改めて同一世帯として認定されて、保護の要否判定が行われているか。
3 暴力団関係者等ケースに対する組織的対応の強化	1 暴力団関係者等ケースの把握状況 (1) 2 受給要件の厳格な調査、審査の状況 資産、収入、過去の生活歴、現在の生活実態（病状、稼働状況等）は、把握されているか。 (2) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取組んでいるか。 (3) 警察等関係機関との連携は十分行われているか。 (4) 保護の開始、変更等の処分の決定に際し、対応が困難なケースについて、本庁への協議が積極的に行われているか。
4 不正受給防止対策の推進	(1) 1 不正受給発生防止のための取組み状況 資産・収入等の届出義務履行の指導は「所長名の通知」または「保護の

主眼事項	着 眼 点
5 組織的な運営管理の推進 (1) 計画的な運営管理の推進	しおり」等により適切に行われているか。 また、年一回は届出義務履行の指導について同様な方法との適切に行われているか。 (2) 生活実態の把握及び勤務先、金融機関、生命保険会社、税務官署等関係先調査は適切に行われているか。 (3) 収入申告書用紙は、必ず提出期限前にケースに対し配布されているか。 また、申告書には、学証資料が添付されているか。 (4) 再三にわたり収入申告書を提出するよう指示したにもかかわらず、正当の理由もなく、その指示に従わない場合は、法第二十七条による文書指示等の措置が行われているか。
	2 不正受給の事実が発見された場合の措置状況 (1) 法第七八条適用により不正受給額返還の措置がされているか。 また、悪質なケースについては告発等の措置がされているか。 (2) 不正受給ケースについて、法第七八条を適用せず、法第六三条を適用し、返還を免除するような取扱いはされていないか。 (3) 福祉事務所が社会生活上要する注意を払えば容易に見え得る程度のものであっても、被保護者にあきらかな故意が認められる場合は、法第七八条が適用されているか。 (4) 法第七八条を適用した廃止ケースの再開始は、真に急迫状態にある場合に行われているか。 また、締約書の提出、文書による指導指示、保護費の分割支給などの方法は考慮されているか。 (5) 法第六三条を適用する場合は、本人の申立てのみで費消したことを理由に安易に返還が免除されていないか。 (6) 不正受給かどうかの決定、返還額の決定、返還しない場合の対応、等については、担当課長、直接指導員等により処理することなく、ケース診断会議等で組織的に検討し、福祉事務所の判断として決定されているか。 (7) 法第六三条又は法第七八条を適用し、決定した返還額又は徴収額は、確実に返還されるよう努力されているか。
	1 幹部職員による運営管理の把握状況

主眼事項	着眼点
(2) 査察指導機能の充実	2 運営方針の設定状況 保護動向の推移及び当該地域の実情が反映されているか。 (1) 2 運営上の問題点及び、前年度の指導監査実施結果等による問題点に即した対応策が盛り込まれているか。 (3) 現業員等関係職員が参画して策定されているか。 3 事業計画の推進状況 (1) 3 事業計画は運営方針等に即した具体的に実行可能なものとなっているか。 (2) 事業計画に定める事業の遂行に必要な実施方法が明確にされているか。 また、関係職員に周知されているか。 (3) 事業計画の進捗状況が定期的に確認され、必要な措置がとられているか。 (4) 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施状況 当面する課題及び指導監査結果に基づき指導指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。 4 ケース診断会議の活用状況 (1) ケース診断会議の設置要綱は作成されているか。 (2) ケース診断会議は、開始時及び処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等必要に応じ速やかに開催されているか。また、必要な場合には所長等幹部職員が出席しているか。 (3) 会議経過は記録されることが、会議結果等を踏まえ、具体的な取り組みが組織的に行われているか。 1 訪問計画の設定とその進捗管理の状況 (1) 訪問格付け及び訪問計画の作成について、適切な助言、指導がなされているか。 (2) 訪問計画の進捗管理は適切に行われているか。 2 ケース審査及び助言、指導等の状況 (1) 新規申請段階における調査、審査が的確に実施されるよう助言、指導は適切に行われているか。 (2) 訪問調査等の処遇経過の記録は、その都度決裁されるとともに、ケースの内容に応じた妥当な決裁区分がなされているか。 (3) ケースの内容審査及び現業員に対する助言、指導は適切に行われているか。 (4) ケース診断会議の決定事項のほか、現業員に指導、指示した事項等の措置結果が確認されているか。

主眼事項	着眼点
(3) 実施体制の確保 6 医療扶助の適正実施の推進	(5) 処遇困難ケース等の指導は、その実態を把握するとともに同行訪問を行う等により、適切に行われているか。 (6) 地区担当等時等においてケース処遇が中断されないよう配慮されているか。 (7) 新任現業員のケースの内容審査、助言、指導等については、特別な配慮がされているか。 (8) 処遇方針の変更、保護費の変更、その他重要事項については、事前に現業員と査察指導員とが協議する仕組みが確立されているか。 (9) 査察指導員は、所として対処しなければならない事項等問題事項について自らの把握し、所長等に対して報告しているか。 また、所長等はそれに対する的確な指示をしているか。 1 査察指導員、現業員の充足状況 2 査察指導員、現業員の適格者等の確保状況 (1) 査察指導員の大半が生活保護事務未経験者の場合、事務処理体制、研修等に特別な配慮が行われているか。 (2) 現業員の大半が同一年度に異動した場合、ケースの処遇、事務処理等に支障がおきないよう適切な対応が行われているか。 3 面接相談体制の確保状況 面接相談件数が多い福祉事務所の場合、専任面接相談員が配置されているか。 専任面接相談員が配置されていない場合、査察指導員と現業員の複数制の採用等面接相談体制が確保されているか。 また、新任現業員が慣れるまでの間、単独では対応しないような体制となっているか。 4 現業員等に対する研修の実施状況 (1) 新任現業員等に対する研修は適切に行われているか。 (2) ケース研究会等職場内研修は適切に行われているか。 5 特殊勤務手当の支給状況 1 医療扶助受給者に対する指導、援助の状況 病状は主治医訪問等により的確に把握され、就学、療養指導等は適切に行われているか。

主眼事項	着 眼 点
(2) 長期入院患者、長期外来患者の実態把握事業は、的確に実施されているか。 (3) 指定医療機関の選定は、真に止むを得ないものを除き、患者の住居に近い指定医療機関となっているか。 (4) 同一疾病で、複数の指定医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。 2 看護給付の状況 (1) 看護給付の要否は、病状等の確認により検討されているか。 (2) 看護形態（一人付、二人付、三人付）の妥当性は検討されているか。 (3) 看護の承認期間、看護担当者の資格要件の妥当性は検討されているか。 (4) 患者の病状、看護の実態について事前に指定医療機関の実地調査は行われているか。 (5) 長期間継続して看護給付が行われている患者について、看護の要否、他法他施策の活用等は検討されているか。	3 移送給付の状況 (1) 移送給付は、申請に基づき行われているか。また、道院明書及びレセプト等により事実確認は行われているか。 (2) 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。 なお、タクシーを使用することは、医師の診断に基づき、歩行困難の者等真に止むを得ない者に限り認められているか。 (3) 移送給付は、バス券等の支給など原則として現物給付により行なわれているか。 (4) 遠隔地通院の場合、近くの指定医療機関への転院は検討されているか。 4 入院患者日用品費等給付の状況 (1) 入院患者日用品費04及び障害年金等の累積金の取扱いは、適切に行われているか。 (2) 精神病入院患者に対する入院患者日用品費の給付額については、消費実態を考慮し必要に応じて基準額の八五割の計上が行われているか。 また、基準額全額を計上する場合は、特に必要な場合のみに限定されているか。 5 技術、治療材料等給付の状況 あん摩・マッサージ等施術、眼鏡等治療材料などの給付は、適切に行われているか。 6 レセプトの整備、点検状況

主眼事項	着 眼 点
第2 指定医療機関に対する個別指導 医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保 (1) 医療費の適正な支払及び病状把握等のためのレセプト点検・検討は、適切に実施されているか。 (2) レセプトは、個別ケースごとに直近六カ年程度は編綴され、常時活用できる状態となっているか。 7 嘱託医及び精神科業務委託医の活動状況 (1) 医療扶助の要否判定に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。 (2) 現業員等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。 (3) 嘱託医の所内勤務が皆無又は著しく少ない場合に、嘱託医の活用は低調となっていないか。 8 下記事項について疑義がある場合の本庁協議状況 (1) 在宅患者参加等各種給付の要否判定を要するものを本庁へ協議しているか。 (2) 病状、療養状況からみて、療養指導、就労指導について医学的見地から判断を要するものを本庁へ協議しているか。 (3) その医学的判断を要するものを本庁へ協議しているか。 9 保健所、指定医療機関等関係機関との連携の状況、関係機関との連携は適切に行われているか。	第2 指定医療機関に対する個別指導 医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保 (1) 医療扶助に対する理解の状況 (2) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。 (3) 診療報酬の請求は適切に行なわれているか。 (4) 精神衛生法、結核予防法等他法は適切に活用されているか。 2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 (1) 保険の実施機関との協力関係は円滑に行われているか。 (2) 医師、看護婦等医療従事者は確保されているか。 (3) 診療録の記載及び保存は適切に行われているか。 (4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。 (5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は適切に行われているか。 (6) 看護給付の取扱いは適切に行われているか。 (7) 入院患者日用品費の取扱いは適切に行われているか。

社会福祉に係る指導監査方針

昭和六十二年度における社会福祉施設運営及び障害児福祉手当並びに特別障害者手当支給事務に係る指導監査方針が、本年三月三十

社会福祉施設運営関係

昭和六十年十月現在の社会福祉施設は、約四万八千力所、利用定員は約二百七十一万人、職員数は約六十三万人に及んでいる。

社会福祉施設は昨今の財政逼迫による縮減の下においても急速な高齢化社会の進展と相俟って入所者のニーズも年々多様化、複雑化していることに即応して、施設数も逐次増設・拡充が図られており、また、適切な入所者処遇の確保、職員の勤務条件の整備等施設運営の近代化、業務省力化に向けた改善が進められている。

これら施設の増設及び入所者処遇の改善等は当然のことながら施設運営費である措置費の増大を招き、本年度の国費と地方公共団体の負担分を加えると約一兆二千万円、更に、費用徴収等を含めると

一日付社監第二十五号厚生省社会局長通知をもつて示されたので、監査結果の問題点等を踏まえ、その概要について説明する。

約一兆七千万円という巨額な財政規模に達しており、社会福祉施設の果すべき社会的使命とその役割はますます重要度を増してきている。

しかしながら、一方では社会福祉施設の運営をめぐり、一部の施設において措置費の不正執行等、依然として不祥事件の発生があとを絶たない現状にある。不祥事件は、例え一部の施設で生じたものであっても、社会福祉施設全体に対する国民の信頼に及ぼす影響は極めて重大であるので、その未然防止及び社会福祉法人・施設の適正な運営を確保することが強く要請されている。

特に、最近生じた社会福祉法人及び施設の不祥事例を掲げてみると、①架空職員、二重帳簿、空領

収書等により措置費を不正に横領着服した例、②入所者から半強制的に寄附金を徴収した例、③入所者預り金を着服した例等があるが、その要因は――

ア、理事会の運営、監事の監査が形骸化していること。

イ、施設長、事務長等が親族等で占められ内部牽制システムが確立していないこと。

ウ、理事長、施設長がワンマンで、施設経営を私物化していること。

エ、施設建設時の資金計画がずさんであること。

等起因しているもので、理事会機能の強化、内部牽制システムの確立及び償還財源の確保等について継続的な指導監査を行い不祥事件の未然防止に努めるとともに、監査時指摘した不当事項について、その改善指示に従わない施設については、民間施設給与等改善費の減額措置及び社会福祉事業法第五十四条により社会福祉法人が法令等により改善命令に従わない場合は、業務の停止又は理事長等役員

の解職を勧告するなど徹底した指導が求められる。

また、法人及び施設の要となる役職員がその運営にかかわる基本的事項について認識の欠如あるいは無定見なまま施設運営を行っている事例が多くみられるが、かかることのないよう施設長等の幹部職員には知識、経験を有する人材を配置するよう、特に、施設創設時にはその目配りに意を注ぐとともに、経験の浅い者に対しては社会福祉等に関する各種研修会に積極的に参加させる必要がある。

したがって、指導監査時においては、法人及び施設関係者に対して不祥事件を発生させることのないよう十分な注意と自戒を求め、入所者処遇本位の健全な施設運営を行うようあらゆる角度から注意を喚起し、施設運営の適正化に努めるよう指導する必要がある。

以上のような施設運営上の問題点等を踏まえ、昭和六十二年度において都道府県（市）が実施する監査方針が策定されたものである。

都道府県（市）本庁は指導監査の実施に当たっては、今後の施設増設の傾向を十分踏まえながら、指導監査の組織体制づくりと、特

に、不祥事を抱える問題施設などについては年一回の監査にとどまらず、重点的かつ継続的な指導監査を実施する必要がある。また、法人立施設の指導監査は必ず法人監査と施設監査を同時に実施し、指導監査の実効をあげる必要がある。指定都市が所管する法人経営施設の指導監査に当たっては、法人監査を行う道府県と定期的に連絡会を設ける等、常に緊密な連携を保ち極力同時監査を実施する必要がある。

なお、社会福祉法人及び社会福祉施設を指導する際の統一した基準がなく、都道府県（市）間又は指導監督職員間にその運営上の問題点に対する認識の差異等がみられ、指摘内容が区々となっているため、極力統一した指摘基準を策定すべきであるという要請が従来から都道府県等関係者からあったことに鑑み、関連諸通知及び監査方針を踏まえ、今回、別紙に示す「監査指摘基準」を策定したので参考とされたい。

第一 社会福祉法人の運営

適正化の推進

一 法人の組織運営基盤の確立

(1) 役員の選任及び構成は適正であるか。

(2) 理事会等の開催、要議決事項の審議は適正に行われているか。また、議事録は正確に記録、保存されているか。

理事等法人役員が定款に違背して親族等特別な関係又は同種の職業に属する者が選任されていたり、また、理事会要決議事項が未審議、あるいは常時理事会を欠席している等不適切な事例が多くみられるが、このようなことが理事会を形骸化し、理事長等のワンマン化、私物化を許すものとなっているので、適正な理事会の構成によって活発に理事会を開催し、適正な法人運営が図られるよう指導すること。

(3) 監事の監査は適正に行われているか。

監事の職務は、理事の業務執行及び法人の財産状況を監査すること等広範な権限が附与されている。このため監事は、経理に関する諸知識、能力のほか、社会福祉事業の経営全般について十分な知識と理解をもつことが要求されているが、例えば、措置費の不正支出、法人名を利用した目的外の借入など監事がその職務を十分に果

しておれば未然に防止できたものも少なくないので、単に年一度の形式的な監事監査を行うだけの形骸化した監事機能であってはならない。法人の運営全般について十分な監査が行われ、かつ、必要な指摘が行われるよう指導すること。

(4) 定款と事業内容は一致しているか。

(5) 登記事項の変更手続は適正に行われているか。

二 適正な会計経理の執行と財産管理

(1) 法人本部会計及び特別会計の執行は適正に行われているか。

社会福祉法人の経理事務処理については、各法人ごとに経理規程が定められているが、実態をみると、工事契約、物品購入、資産管理等に不適切な事例がみられるので、経理規程に従って適正に事務処理が行われるよう指導すること。特別会計においても以上の観点に照らし適正な運用について指導すること。

(2) 基本財産及び運用財産の保全管理は適正に行われているか。

(3) 財産の処分、担保提供等は

適正に行われているか。

社会福祉施設の用に供する不動産は、全て基本財産に編入し、定款変更のうえ適正に管理する必要がある。また、基本財産の処分は理事会の承認を得たうえ、厚生大臣又は都道府県知事の認可が必要であるにもかかわらず、実態をみると、施設の用に供している建物、敷地等を基本財産とせず、あるいは基本財産の処分を厚生大臣の承認を得ず処分している等、法人運営の基本認識が欠陥していると思われるような不適切な事例がみられる。法人の基本財産は法人存立の基盤であり、その管理に当たっては、所要の手続きを経たうえ、適正に管理するよう指導すること。

(4) 不動産台帳（土地・建物）と登記簿謄本は一致しているか。

(5) 資金計画及び借入金の償還は適正に行われているか。

施設整備等多額の経費を要する事業を行う際には、妥当な資金計画の樹立が最も重要であり、無理又はずさんな資金計画に基づく事業執行は、事後の償還計画に破綻を来とし、運営費の不正支出や入所者等に対し寄附を強要する等の

不祥事につながるケースが少なくない。実態をみると、理事会の承認も得ず、また、貸借関係を明らかにした契約書もなしに資金の借入れを行っている例がみられるので、施設整備計画等を認める際には資金計画を十分審査することはもとより、その借入理由、相手方、理事会の承認の有無、手続書類等を確認するほか、施設整備後においても借入金の償還状況を常に把握し適正な償還が行われるよう指導すること。

(6) 寄附金の取扱いは適正に行われているか。

入所者及び家族等からの寄附金の受け入れが、最近の不祥事件発生の要因となっている場合がある。このような者からの寄附は、半強制につながりやすく社会的誤解を招くことにもなりかねないので、寄附金の取扱いに当たっては、自発的な寄附申し込みがある場合に限定し、寄附予定者の寄附目的等その意向を十分反映させ、法人本部、施設会計に明確に区分し受け入れるとともに、特に、入所者の寄附後の所持金が少額となるような場合には慎重に取り扱う必要があること、なお、金銭管理能力のない者からの寄附金の受け入れ

及び寄附者の氏名を居室、廊下等に掲示する等により他の入所者の心理的な負担となるようなことは、行わないよう指導の徹底が必要であること。

(7) 財務諸表、会計諸帳簿及び証拠書類は適正に整備、保存されているか。

第二 社会福祉施設の運営 適正化の推進

一 施設運営管理体制の確立

(1) 施設長の施設運営管理は適正に行われているか。

(2) 施設長等の資格はあるか、兼任に問題はないか。

施設長は、適切な入所者処遇の確保、職員の勤務条件の整備、多額の公金執行等施設運営全般にわたる責任者であり、その課せられた責務は他の職務との兼務等で片手間に処理できるものではない。それにもかかわらず、施設長が業務のため、不適切な施設運営となっているもの、多数の無資格施設長の配置等の問題点が指摘されている。

したがって、施設利用者個々のニーズをはじめ、職員の考え方を十分把握し、適正な運営管理ができる専門的知識、経験を有する

施設長の専任化を推進するとともに、常にその資質の向上に努め、運営水準の向上を図るよう指導すること。

(3) 事業計画は適切に策定、実施されているか。

事業計画は、施設運営の基本となるものであり、その策定に当たっては、実現可能な具体的内容が盛り込まれ、かつ、各職員の意見が十分尊重、反映されたものでなければならぬ。また、事業計画の実施に当たっては、実施方法、各職員の役割が明確に定められ、全職員が一体となった取組みが必要であるのでこの点に着目した指導が必要である。

(4) 管理規程等は整備され、適正に運用されているか。

(5) 直接処遇職員等は充足されているか。

(6) 夜間勤務体制は整備されているか。

(7) 職員の研修及び職員会議は適切に行われているか。

適正な入所者処遇の確保は、職員の資質、勤務状況等に負うところが大きいことから、職員待遇の公正・公平の確保、恣意的な人事管理を排することが肝要である。しかし実態をみると、寮母等の直

接処遇職員の配置が未充足あるいは、常勤職員に代えて非常勤職員により対応していたり、給与規程を無視して、親族等特定職員に大幅な特別昇給を行う等恣意的な人事管理を行っていることがみられる。したがって、職員の配置基準、特に、直接処遇職員及び栄養士の充足、勤務体制の確立、公正な給与の支給、職員の資質向上を図る研修等の実施状況を確認し、適正な人事管理を行うよう指導すること。

(8) 施設設備の基準に抵触しているものはないか、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。

各施設ごとに定められている「施設設備の基準」に照らし、例えば、多人数入所の居室、静養室の有無及び活用状況、寮母室の設置場所等設備基準の適合状況について指導すること。

(9) 災害事故防止策は万全であるか。

多数の入所者の人命を預かる施設においては、不測から防災対策及び入所者の安全対策には細心の注意を払う必要がある、防災計画の樹立、所轄消防署との緊密な連携、避難訓練（特に夜間の訓練に

ついで留意)の実施、消防機器の定期点検等を怠ることのないよう指導すること。また、非常災害時における避難経路図、緊急連絡網を見易く図示したものを事務室、寮母室等に掲示し、非常災害時に際しては速やかな避難ができるよう日頃から職員及び入所者に対し、その周知徹底を十分に図ることである。

二 適正な労務管理の確立

(1) 施設経営者の労務管理に対する認識は欠如していないか。

(2) 就業規則は適正に整備、運用されているか。

(3) 給与規程は適正に整備、運用されているか。

ア 給与規程と支給実態は遊離していないか。

イ 俸給、諸手当等の支給が職員間で均衡のとれたものとなっているか。

(4) 労働基準法関係の諸届等は適正に行われているか。

最近、労使紛争が増加傾向にあるが、その実態をみると、施設経営者が職員の労務管理に対する認識の欠如、及び労働関係諸法に関する無理解、並びに親族等特別な関係にある者による法人・施設の

独善的経営等が要因の一部となり、それが職員の不満につながり、その結果労使紛争が生じているものが見受けられる。したがって、専門家による労務管理に関する研修会を実施し、その基礎知識を習得させるとともに、就業規則、給与規程等諸規程の整備及びその妥当な運用のもとに適正な労務管理を確立するよう指導の徹底が必要である。

(5) 職員の健康診断は適切に行われているか。

(6) 退職共済制度への加入は適切に行われているか。

三 入所者処遇の確保

(1) 入所者処遇にかかる各種会議は適切に開催されているか。

(2) ADL(日常生活動作)調査等に基づく個別処遇方針は適切に策定、実施されているか。

(3) 入所者の処遇記録は整備されているか。

(4) リハビリテーション、クラブ活動等は適切に実施されているか。

(5) 福祉事務所、家族等との連携は適切に行われているか。
給食は、検食、嗜好調査等

が行われ献立に反映されたものとなっているか。(特に、複合施設においては、入所者の身体的特性に応じた給食となっているか。)

(7) 食事時間等生活時間は、適切に設定されているか。(特に、夕食時間は十七時以降であるか。)

(8) 保存食及び給食関係者の検便は適切に実施されているか。

(9) 入浴、健康診断及び衛生管理は適切に行われているか。

(10) おむつ交換等の介護は適切に行われているか。

入所者の身体的、精神的状況や生活上のニーズに即して、物心両面から適切な処遇を行うことが施設運営の基本であり、施設に課せられた使命である。

しかし、その実態でみると、入浴回数、健康診断等施設運営上の最低基準すら遵守されていない例、また、必要な者の処遇計画の策定に係るケース会議が実施されていない例、夜間のおむつ交換及び体位交換の回数が少ないため褥瘡が生じている例、米飯食の希望があるにもかかわらず、朝食がパン食のみである例、一及生活慣習

と乖離した極端に早い夕食時間を設定している例などの不適切な入所者処遇を行っている施設が多数みられる。

このような事例は、正に施設運営の基本に関する事項であり、入所者に対する給食、入浴、介護、健康管理等の日常生活については、入所者個々の心身の状態に応じた適切な処遇の確保が図られるよう指導すること。

(11) 入所者預り金及び遺留金品の取扱いは適切に行われているか。

入所者預り金等の引渡しに当たっては、事故防止の観点から、極力本人からの受領印(サイン、拇印等)を徴し適切な処理を行う必要がある。なお、サイン、拇印等ができない入所者については複数職員の立会いのもとに引渡しを行うよう配慮すべきである。

しかし、その処理状況を見ると、入所者への引き渡しに際して受領印を徴していない例あるいは、一人の担当者にまかせたまま、施設長がその管理状況を把握していない等の例がみられるが、社会的誤解を招くことのないよう内部牽制体制の確立及び適切な取り扱いについて指導すること。

- (12) 授産種目、事業収入、工賃支払いは適正であるか。
- 四 経理事務の適正な執行の確保

- (1) 経理規程は適正に整備、運用されているか。
- (2) 財務諸表、会計諸帳簿及び証憑書類は適正に整備、保存されているか。
- (3) 施設会計と本部会計等会計相互間における貸借又は繰入、繰出しは適正に行われているか。
- (4) 職員給食費の徴収は根拠を定め適切に行われているか。
- (5) 工事、物品・給食材料の購入に当たり、契約書の作成又は必要な請書、相見積は徴されているか。(工事又は高額物品の購入については、競争入札されているか、又その契約内容、手続は妥当であるか。)
- (6) 物品・給食材料の購入等及び諸経費の支出に当たり決裁行為があり、適切な事務処理が行われているか。
- (7) 措置費の使途は適正であるか。
- (8) 預貯金利息等運用収入の使途は適正に行われているか。

- (9) 施設会計で負担すべき経費を入所者に負担させていないか。

経理事務の処理状況をみると、工事契約、物品購入等に係る契約書あるいは請書の作成、複数業者からの見積書の徴収による価格等の検討なしに安易に取引しているなど契約の公正さに欠け、会計経理の基本認識が不十分である施設がなお数多くみられる。

施設運営は公費により賄われているだけに、当然のことながらその会計経理は常に公正を期し、収支入の状況を明らかにする記録及び証拠となる書類(領収書、契約書等)を明確に整備する必要があるが、特に、施設の主要ポストを親族等特別な関係にある者で占められ、高額物品、給食材料の購入等措置費の執行が行われている場合には、内部牽制機能が形骸化し、その結果、社会的批判を招きかねないことにもなるので、このような事例がみられる場合には、第三者による職員を充て適切な経理事務処理が行われるよう指導すること。

(10) 常勤、非常勤医師の勤務実態に合った措置費請求がなされているか。

- (11) 医師等の人件費、医薬品等は施設会計とその他の会計で応分の負担がなされているか。

- (12) 民改費の算定・繰入れが適正になされているか。
- (13) 剰余金の取りくずしについて県(市)への協議はなされているか。また、その使途は適正であるか。

特別養護老人ホーム等施設に配置する医師の勤務実態からみて、非常勤でありながら常勤の単価により措置費請求されている事例がみられるので、このような場合にはその差額について返還を求めることとしている。なお、保険医療機関の指定を受けている施設内の診療所の運営経費のうち、医師等の人件費、光熱水費等について施設会計において全額負担している施設がみられるが、診療所会計においても当然応分の負担を行うべきであるのでその指導をすること。

第三 不祥事未然防止

対策の確立

- (1) 理事会の開催、運営が形骸化したものとなっていないか。
- (2) 監事の監査は適正に行われているか。

ているか。

- (3) 借入金及びその償還に問題はないか。

- (4) 施設の主要職種を親族等の特別な関係にある者で占められていないか(内部牽制体制の確立)

- (5) 職員の勤務実態と関係書類は一致しているか。(出勤簿、給与台帳、源泉所得税、社会保険料等)

- (6) 経費の支出に当たり決裁行為は行われているか。

- (7) 工事、物品の購入等に当たり、契約書の作成又は必要な請書、相見積は徴されているか。(工事又は高額物品の購入については、競争入札されているか、又その契約内容、手続は妥当であるか。)

- (8) 現金及び預金残高と諸帳簿は一致しているか。

- (9) 手形は振り出されていないか。

- (10) 入所者預り金及び遺留金品の取扱いは適切に行われているか。

- (11) 寄附金の取扱いは適正に行われているか。
- これらの事項については、依然として不祥事の発生があとを絶た

ない現状から、その未然防止対策として前記第一及び第二の各事項に掲げたものからの集約した重点事項であるが、従来ややもするとこれらの事項に係る指導監査が安易に行われてきたきらいもあることから、冒頭に記述した不祥事件の発生をみていることも考えられるので、個々の事項について、最後まで踏みこんだ検証、確認を行

障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給事務関係

障害児福祉手当及び特別障害者手当支給事務に係る指導監査については、これまでの厚生省及び都道府県における監査結果の問題を踏まえ、昭和六十二年度に実施する指導監査の主眼事項及び着眼点を次のように策定されたところである。

一 実施体制の確保

- (1) 新任職員等に対する研修は行われているか。
- (2) 諸規程（事務分掌規程、事務取扱細則等）が整備されているか。
- (3) 備付帳簿（受付処理簿、受給者台帳、支給停止簿、支給廃止簿、調査員証交付簿）が

い必要な指導を行うこと。

以上、今年度の指導監査方針について述べてきたが、これらの諸点を十分踏まえ、社会福祉施設の適正な運営を図るため、各都道府県（市）の実情に応じ必要な事項を適宜追加する等、さらには「監査指摘基準」を参考にしつつ、効果的な指導監査の実施に努められたい。

整備されているか。

手当支給事務は、極力専任で担当することが望ましいが、これが困難な場合には、経験を有する者が担当する等の対応を考慮する必要がある。また、新任の担当者の場合は、県本庁研修への参加及び実施機関内部での研修の実施について積極的に行うよう指導すること。なお、事務分掌規程、事務取扱細則及び備付帳簿が未整備な実施機関については、早急に整備するよう指導するとともに、備付帳簿に記載すべき所要事項について不備がないよう指導すること。

- 二 障害程度認定の適正化
- (1) 正当な診断書により障害程

度を定める政令別表第一及び第二に該当するか否か判定しているか。

- (2) 診断書の省略が認められない障害の程度であるにもかかわらず身体障害者手帳等により認定を行っていないか。
- (3) 医学的、専門的判断を必要とするものについて嘱託医の意見を求めて認定を行っているか。
- (4) 福祉事務所において認定が困難なものについて本庁に協議しているか。

- (5) 有期認定の者について再認定の時期が到来しているのに放置していないか。

障害程度の適正な認定を確保するためには、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」を十分理解するとともに、次のことに留意して指導の徹底を図る必要がある。

- ① 障害程度が医学的・専門的判断が必要である場合は、嘱託医等専門医の意見を求めて認定を行うよう指導すること。また、障害程度の認定に疑義を生じ、実施機関において認定が困難な場合は都道府県本庁に協議させ、本庁の判定結果に基づき必要な対応を講ず

るとともに制度の統一の運用を図るよう指導すること。

- ② 障害程度の認定の適正を期するため、症状が固定しない者については期間を定めて再認定するとともに、再認定が必要である旨認定通知書に付記するよう指導の徹底を図ること。

三 所得審査の適正化

- (1) 障害年金等の受給の有無について年金証書の確認また必要に応じ関係機関への照会を行っているか。

- (2) 手当受給中障害年金等を受給した場合の届出義務履行について周知徹底を図っているか。

- (3) 税務官公署との連携を十分図っているか。
- (4) 社会保険料控除及び障害者控除の適用を的確に行っているか。

- (5) 所得制限該当者は支給停止とすべきところ誤って却下処分としていないか。

障害の程度を定める「政令別表第一及び第二」に該当する場合でも、所得状況届の審査の結果、所得が一定額を超える（所得制限該当）と支給停止となるので、所得状況届の記載内容の審査に際して

は、扶養義務者の認定、所得額の把握、諸控除の適用について税務等関係機関と十分連携を図るよう指導すること。また、定時（毎年八月十一日から九月十日までの間）の所得状況届の審査も同様に行うよう併せて指導すること。

四 手当支払事務の適正化

- (1) 手当の支払方法が円滑な方法であるか。
- (2) 手当の支払日が支払月の初旬に設定され、設定日どおり支払いが行われているか。
- (3) 未支払手当について正当な請求者であるかどうか住民票又は戸籍謄本により確認し、請求書に基づき支払いが行われているか。

社会福祉施設等の監査指摘基準

【別紙】

【監 査 指 摘 事 例】	指摘方法	
	文書	口頭
1、法人関係		
(1) 理事及び監事の構成について		
ア 理事の構成に社会福祉事業に知識経験を有する者、地域代表及び施設の代表者が参画していない場合	○	
イ 施設長等施設の職員である理事が理事総数の1/3を超えている場合		○
ウ 理事長の職務代理者が指名されていない場合		○
エ 理事のうち、親族その他特別の関係のある者が定款に定める人数を超えている場合、または監事のうちにこれらの者が含まれている場合	○	
オ 施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う理事が過半数を占めている場合	○	
カ 監事のうち一人は、財務諸表等を監査し得る者、また一人は社会福祉事業に知識経験を有する者となっていない場合		○
キ 監事が施設の整備、運営と密接に関連する業務を行	○	

- (4) 過誤調整の事務処理は適正に行われているか。
- 手当の支払方法は、地域の実情、受給者の便宜等を十分考慮し、手当の円滑な支払いが確認されるよう指導すること。また、手当の支払日は、支払月の初旬における適当と認める日とし、初旬となっていない実施機関に対しては早急に是正するよう指導すること。
- 以上、今年度の指導監査方針について述べてきたが、これらの諸点を十分踏まえ、障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給制度の適正な運営を確保するため、各都道府県の実情に応じ必要な事項を適宜追加する等、効果的な指導監査の実施に努められたい。

【監 査 指 摘 事 例】

【監 査 指 摘 事 例】	指摘方法	
	文書	口頭
う者である場合		
ク 理事及び監事の欠員補充が長期にわたり行われていない場合	○	
ケ 理事及び監事の選任が任期終了後に行われている場合		○
コ 理事及び監事の選任手続が定款の定めに従って行われていない場合	○	
サ 理事及び監事の選任関係書類（理事会議事録、就任承諾書、履歴書）の整備が不十分な場合		○
(2) 理事会等の運営について		
ア 理事会の開催が低調な場合		○
イ 理事会開催要件が満たされないまま、理事会を開催し議決されている場合	○	
ウ 理事の議決権の委任及び書面による議事への参加が頻繁に行われている場合	○	
エ 常時欠席し、法人の運営に長期にわたって何ら寄与していない理事がいる場合	○	
オ 予算、決算、事業計画等審議の時期が著しく遅延している場合	○	
カ 金銭の借入等理事会の要議決事項が適正に議決され	○	

【監 査 指 摘 事 例】		指摘方法 文書 口頭
○	○	
て支給されている場合		○
(イ) 各種諸手当が規程に定めのないまま支給されているもの、あるいは規程が定められていても手当額、支給率等が適当でない場合		○
(ロ) 期末、勤勉手当のほか年度末等に調整手当等の名目で一部職員に多額の手当を支給している場合		○
(ハ) 非常勤医師であるにもかかわらず常勤医師手当の措置費請求をしている場合		○
(ニ) 社会福祉施設職員退職手当共済制度への加入状況について		○
① 加入資格があるのに未加入者がいる場合		○
② 加入資格に疑義がある場合		○
(①、②が認められた場合は、社会福祉・医療事業団へ連絡すること)		○
ク 直接処遇職員が補助金の交付要綱に定める配置基準を下回っている場合		○
ケ 事業計画の策定及び実施内容が不十分な場合		○
コ 職員会議等諸会議の開催が不十分な場合		○
サ 入所者処遇、事務処理の水準が低いにもかかわらず職員の各種研修会への参加が低調である場合		○
シ 災害事故防止対策について		○
(イ) 避難訓練が年二回以上実施されていない場合（消防法施行規則第三条第五項）		○
(ロ) 実施されていても、実施記録が作成されていない場合あるいは、実施に当たって所轄消防署への連絡がされていない場合は口頭指摘		○
(ハ) 必要な消防設備（屋内消火栓、非常ベル、自動火災報知器等）が機能していない状況にある場合		○
(但し、軽微な場合は口頭指摘)		○

【監 査 指 摘 事 例】

(イ) 消防設備の自主点検を定期的に行っていない場合
(ロ) 増築等に伴う消防計画の見直しが行われていない場合

ス 労働基準法関係の手続きの状況について

労働基準法第二四条、第三六条及び第四一条に基づき協定の締結あるいは労働基準監督署への届出等が必要にもかかわらず所要の措置が講じられていない場合
セ 職員の健康管理について

職員の健康診断が一年間に全く実施されていない場合（寮母等夜間勤務を行う職員について年二回行っていない場合は口頭指摘）

ソ 夜間勤務体制が、次の許容基準体制となっていない場合

標準勤務体制	許容基準	施 設 区 分
3直三交替制	二交替制	特別養護老人ホーム 身体障害者療護施設
2直変則	2直変則	救護施設
二交替制	二交替制	重度身体障害者更生援護施設
宿直制	宿直制	上記以外の施設

(2) 入所者処遇について

ア 入所者の処遇方針について

(イ) 入所者の処遇に係る各種会議の開催が低調であると認められる場合

(ロ) 入所者の処遇方針を個別に策定する必要がある者について策定されていない場合

(ハ) 入所者のうち特に必要な処遇に関する記録（ケース記録）が不十分な場合

指摘方法

文書
口頭

○ ○

○

○

○

○

○

○

	【監査指摘事例】	文書 口頭	指摘方法
(イ) 入所者に対して身体的、精神的状態に応じたりハビリテーション、クラブ活動及び各種行事等の実施が極めて低調な場合	○		
(ロ) 実施者及び入所者の家族との連絡が不十分な場合（必要があるにもかかわらず極めて不十分な場合は文書指摘）	○		
イ 給食関係について			
(1) 献立の作成又は給食材料の発注に際して決裁行為が行われていない場合	○		
(2) 給食材料の納品に当たっての検収者（印）の記名がない等事務処理が不十分な場合	○		
(3) 給食材料の購入に当たり、品質及び価格等について市場価格等を調査することなく機械的に発注している場合（特に問題があると認められる場合は文書指摘）	○		
(4) 職員給食費を徴収していない場合及び徴収額が低額で妥当性を欠く場合	○		
(5) 保存食が実施されていない場合【食品衛生法第19条の18（有毒物質の混入防止等の措置基準）、第29条（おもちゃ及び営業以外の食品供与施設への準用規定）、管理運営基準準則第3条衛生的措置……四十八時間又は県により七十二時間以上検査を保存】	○		
(6) 検査を全く実施していない場合	○		
(7) 給食関係者の検便が、おおむね毎月一回行われていない場合（但し、年一回も行なわれていない場合は文書指摘）	○		
(8) し好調査及び残飯（菜）調査が、未実施又はその調査結果が全く献立に反映されていない場合	○		
(9) 複合施設における給食について、入所者の身体的	○		

【監 査 指 摘 事 例】		指摘方法
		文書 □頭
(4) い場合又は剰余金の取扱いが不適當な場合 措置費の使途について	○	
ア 施設敷地の土地代を施設会計で支出している場合 （真にやむを得ない事情があり、かつ、法人会計に剰 余金がない場合を除く。）	○	
イ 各所修繕、車庫、駐車場、進入道路等の整備により 工事費が多額となり施設運営に支障をきたしている場 合	○	
ウ 新設の大規模な冷暖房設備工事費について、施設会 計で支出している場合	○	
エ 一部職員が頻繁に海外出張している場合、又は多額 の経費を施設会計で支出しているなど不適當と認めら れる場合	○	
オ 職員の退職金について施設会計で支出している場合	○	
カ 職員宿舎に係る経費（光熱水料等個人的経費に属す るもの）を施設会計で負担している場合	○	
キ 施設運営に係る経費以外の経費を施設会計で支出し ている場合	○	
ク 職員の慶弔金（結婚、出産等の祝金、香典等）につ いて施設会計で支出している場合で、当該地域の慣行 からみて極端に高額となっているなど著しく不適切と 認められる場合	○	
ケ 施設職員の親睦旅行について	○	
入所者処遇に支障をきたすような旅行日程となつて いる場合、職員の応分の負担がない場合、又は多額の 経費を支出している場合	○	
コ 民改費の算定・繰入れが不適當な場合	○	
サ 預貯金利息等運用収入の使途が不適當な場合	○	
シ その他措置費の使途が、施設運営上支障をきたす結	○	

【監 査 指 摘 事 例】

【監査指摘事例】	
果となつてゐる場合、又は社会通念からみて明らかに適切を欠くと認められる場合 (5) 施設設備の整備について ア 便所が男女共用となつてゐる場合、及びナースコール設備が不備等最低基準に抵触してゐる場合 イ 施設、設備の維持管理が不適切な場合 ウ 増築、用途変更の届出がなされていない場合	指摘方法 文書 口頭
〇 〇 〇	〇 頭

(注) 1、上記の指摘方法については、文書指摘であつても総合的に判断して軽微なものは口頭指摘とする。

また、口頭指摘であつても、著しく不適切な場合は文書指摘とする。

2、上記以外の事項にあつても、総合的に判断して著しく不適切と認められる場合は文書指摘とする。

(但し、軽微なものは口頭指摘)

3、その他、特に問題があると認められる場合は、関係各課と協議して対処する。

編集後記

▼すっかり緑に包まれた日本列島、東京もこの時期になると意外に緑の多いのに気づく。カラカラ天気もここ数日の慈雨でひと息。こうした季節の変わり目を迎えるたびに、日本人の心のやさしさを感ずる。これも緑と水と土と太陽に恵まれた自然を母とし、四季折々の変化に順応する日本人の“心”を育

てたからだろうか▼しかし反面、日本の近代化は、一方でこうした心を失わせる方向に進んだ。土の文化に生きた日本人は物質文化、工業文化のいきおいに押され、今では自然の豊かさを受けとめるより都市型経済文化のなかで、あくせくと働く人々に変つた。東京およびその近県に人口の四分の一が集中し、大阪およびその周辺に一六%の人がまむようになった今、日本の自

然を意識する機会はないかも知れない。自然を見直す心を仕事の中にも生かしたいものである。(木村)

▼五月といえば若葉が日増しに色濃くなり、青空がすっきりと澄みわたったすがすがしい季節。しかも、そうした季節をあらかじめ予定にいれて配慮をしたわけではないだろうが、わが国ではゴールデン・ウィークがそれに重なつて、盆と正月に次ぐ第三の日本民族大移動の季節でもある。日頃都会の喧騒と雑踏のなかで、ろくに緑を觀賞することもできない人びとにとっては、自然を満喫するにはかつこの時期のはずだが、どこへ行つても人混みと交通渋滞では、それも思うにまかせない。国内がだめなら国外へと、昨今の円高も手伝つて、海外へ脱出する人も多いが、そんな余裕がどこにあるのであろう。帰国してからローン払いにまたアクセクと働く者も多いと聞くが、日常のくらしや仕事のなかで、もつと余裕をもつて生活できる環境と気構えが、最近つくづく大切だと思う。(興)

生活と福祉(五月号) 第三七三号
定価一部三八〇円(送料四五円)
一年分四、五六〇円(送料共)
昭和六十二年五月一日印刷
昭和六十二年五月一日発行

編集人 木村 貴資雄
発行人 河田 正勝雄

発行所 社会福祉 全国社会福祉協議会
社団法人 全国社会福祉協議会
〒一〇〇東京都千代田区霞が関三丁目
三番二号 新霞が関ビル

(振替口座) 電話(03) 九五一
印刷所 株式会社日本機軸印刷所
東京三十四九三九六番

精神障害・アルコール依存者 処遇の手引

——こころの病をもつ人とともに——

本書は問答形式をとり、70問を精神障害寛解者、30問をアルコール依存者の施設処遇にかかわる留意事項等についてまとめた関係者のための手引書。

A5判260頁
定価1800円
送料 250円

●竹村堅次監修・厚生事業協議会編

社会福祉 法人 全国社会福祉協議会・出版部 〒100 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

●お申込みは、お近くの書店または、代金・送料を添えて、上記あてに ☎03(581)9511 振替・東京6-38440

社会福祉政策研究

社会福祉経営論ノート

●三浦文夫著 新しい福祉サービスの組織、制度づくりの実践を基にまとめた割目の社会福祉政策論。A 5判・246頁／二二〇〇円 300

転換期の日本社会と福祉改革

●伊部英男・木村尚三郎編著 財政論、人口問題などの論及を通して、社会福祉のあり方を追求した。A 5判・218頁／二〇〇〇円 300

ソーシャル・ワーカー役割と任務

英国バークレイ委員会報告

●小田兼三訳 英国におけるソーシャル・ワーカーの役割と任務に関する政府諮問に対する報告の全訳。A 5判・396頁／二五〇〇円 300

海外福祉を視る

医療・障害者福祉の原点

●児島美都子著 現状レポートを中心に、福祉見直しの違い、外国の福祉から学ぶもの等をまとめた。四六判・260頁／一四〇〇円 250

自立生活への道の挑戦

●仲村優一・板山賢治編 障害者自身の実践を通して、自立生活の考え方と方法、問題点を明らかにした。四六判・318頁／一五〇〇円 250

地域福祉計画

理論と方法

●全国社会福祉協議会編 社協の当面の課題である地域福祉計画づくりについての研究委員会報告書。A 5判・252頁／一三〇〇円 250

ホームヘルプ活動ハンドブック

●全社協全国ホームヘルパー協議会編 役割や課題を明らかにし、実践に役立つノウハウをまとめた。A 5判・264頁／一五〇〇円 250

福祉教育ハンドブック

●全社協全国ボランティア活動振興センター編 理論や指導計画モデル、各地の事例、資料を紹介した。A 5判・244頁／一八〇〇円 250

社会福祉施設制度論研究

危機のなかの福祉と施設改革

●小室豊允著 現在の福祉水準を維持しつつ制度を効率的に改革する途を客観的、科学的に展開した。A 5判・282頁／二〇〇〇円 300

在宅福祉供給システム

●武蔵野市福祉公社評価研究委員会報告

●全国社会福祉協議会編 この委員会報告は今後の在宅福祉サービスのシステムづくりの貴重な資料。B 5判・190頁／一四〇〇円 300

地域に根をはる

老人ホームと地域福祉

●全社協老人福祉施設協議会編 老人ホームの地域福祉活動事例を収載し、今後の展望を明確化した。A 5判・208頁／一五〇〇円 250

老人福祉施設協議会五十年史

●全社協老人福祉施設協議会編 先達の遺産に学び、今後の方向性を考える上で、関係者必読の書。A 5判・708頁／一〇〇〇〇円 350

精神障害者ケアル・依存者処遇の手引

●竹村堅次監修／全社協厚生事業協議会編 基礎知識から社会復帰までをまとめた施設処遇の手引書。A 5判・270頁／一八〇〇円 250

現代社会福祉事典

●編集委員 仲村優一・岡村重夫・阿部志郎・三浦文夫・柴田善守・嶋田啓一郎 収録項目3250 A 5判・518頁／三九〇〇円 300

月刊福祉

●社会福祉の新しい方向を探る福祉総合誌
●定期購読 一年五五二〇円(〒サービス)
A 5判・100頁 四六〇円 50

社会福祉法 全国社会福祉協議会出版部

〒100 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル ☎03(581)9511 郵便振替・東京6-38440

■お申し込みは、お近くの書店または、本代・送料を添えて上記にてお願いします。

